

平成30年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

平成30年9月11日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第44号 教育委員会委員の任命について
- 第4 議案第40号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)について
- 第5 議案第42号 平成30年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第6 議案第41号 平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第7 議案第43号 訓子府町青少年研修館設置条例の全部を改正する条例の制定について
- 第8 認定第1号 平成29年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 認定第2号 平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第3号 平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第4号 平成29年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第5号 平成29年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第6号 平成29年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第15 報告第10号 平成29年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 第16 報告第11号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 第17 報告第12号 出納検査結果報告について
- 第18 一 議員の派遣について
- 第14 一般質問

○出席議員（9名）

1番	余 湖 龍 三 君	2番	川 村 進 君
3番	西 森 信 夫 君	4番	堤 三樹磨 君
5番	西 山 由美子 君	7番	工 藤 弘 喜 君
8番	須 河 徹 君	9番	河 端 芳 惠 君
10番	山 田 日出夫 君		

○欠席議員（1名）

6番 上 原 豊 茂 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	元 谷 隆 人 君
福 祉 保 健 課 長	谷 方 幸 子 君
農 林 商 工 課 長	遠 藤 琢 磨 君
建 設 課 長	渡 辺 克 人 君
上 下 水 道 課 長	原 口 周 司 君
会 計 管 理 者	山 内 啓 伸 君
教 育 委 員 会 教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	森 谷 勇 君
子 ども 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社 会 教 育 課 長	高 橋 治 君
図 書 館 長	山 田 洋 通 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 信 也 君
農 業 委 員 会 会 長	坂 本 稔 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	八 鍬 光 邦 君
議 会 事 務 局 係 長	中 村 隆 広 君

◎開会の宣告

○副議長（西山由美子君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成30年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日は、議長欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は上原議長から欠席の届け出が出ております。したがって9名の出席であります。

なお、上原議長については、本定例会中、欠席する旨の届け出が出ております。

◎開議の宣告

○副議長（西山由美子君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○副議長（西山由美子君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております議件につきましては、議案が5件、認定が6件、報告が1件でございます。さらに、議長からの報告が2件、議員の派遣についての議決が1件でございます。

以上でございます。

○副議長（西山由美子君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（西山由美子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、4番、堤三樹磨君、7番、工藤弘喜君、8番、須河徹君、9番、河端芳恵君を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（西山由美子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定しました。

◎町長挨拶

○副議長（西山由美子君）　ここで本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君）　ただいま、議長のお許しをいただきましたので本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第3回定例町議会を招集申し上げましたところ、9名のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じますが、先般、北海道胆振東部の地震による停電等に関する対応についてですが、あらためて明日の午後からお許しをいただければ行政報告をさせていただきます、本町の取り組み、あるいは対応等についての説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

まず、各会計の補正予算のうち、一般会計についてでございます。

総務費では、本年7月の豪雨によりまして全国的に被害が及び、特に西日本を中心に河川の氾濫や土砂災害が発生し、尊い命も失われるなど、甚大な災害となりました。このような中、全国的に、さらに海外からも様々な形で支援の手が差し伸べられておりますが、本町におきましても義援金という形で支援を行いたく、200万円の計上をさせていただきます。

同じく、総務費でございますが、個人町道民税および法人町民税の還付金が当初見込みより多く発生しましたので、116万9千円の追加、総務費全体で316万9千円の追加。

民生費では、自立支援サービス事業、児童手当支給事業の過年度分精算に伴う国庫支出金等の返還が生じたことによりまして、あわせて806万6千円の追加。

農林水産業費では、JAきたみらい玉葱振興会の海外研修への助成を行う農業後継者育成事業補助金、畑作産地の生産性向上のための共同利用機械導入に対し補助を行う畑作構造転換事業補助金、過去の経営体育成支援事業実施者の消費税相当額分の国庫支出金返還金、下水道事業特別会計の予算補正に伴う繰出金、新生紀森林組合からの出資配当金同額を増資することとし、あわせて655万3千円の追加を。

以上、一般会計総額で、1,778万8千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、国民健康保険特別会計についてであります。療養給付費等負担金および退職者医療交付金の確定に伴う償還金、あわせて1,949万6千円の追加補正を提案させていただきます。

次に、下水道事業特別会計についてであります。

個別排水処理施設整備事業について、当初5戸を見込んでおりましたが、浄化槽の設置2戸、撤去2戸、移設1戸が増加しましたので、これに伴う事業費587万円の追加補正を提案させていただきます。

次に、条例の制定についてであります。

現在工事中の青少年研修館については、11月中にオープン予定となっておりますが、現行条例の内容を全面的に見直し、訓子府町青少年研修館設置条例の全部を改正する条例

を提案させていただいております。

次に、人事案件でございます。

教育委員1名が本年12月5日に任期満了となるため、任命の同意を求めるものでございます。

次に、認定についてでございますが、一般会計、四つの特別会計および水道事業会計、あわせて6会計の平成29年度決算認定の提案をさせていただきます。

最後に、報告でございますけれども、平成29年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についての報告をさせていただきます。

以上、議案5件、認定6件、報告1件の提案をさせていただきますが、詳細につきましては、副町長または各担当課長から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

○副議長（西山由美子君） 議員、説明の皆さんに申し上げます。

事前に皆さまにお知らせしておりますとおり今定例会においてもクール・ビズの実施ということで、ノーネクタイ、また議場での上着の着用は自由ということで進めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。どうぞ上着を脱いでいただいても結構です。

◎議案第44号

○副議長（西山由美子君） 日程第3、議案第44号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書18ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案書の18ページをお開き願いたいと思います。

人事案件でございますので、私から説明をさせていただきます。

議案第44号 教育委員会委員の任命についてでございます。

現在、教育委員であります古沢美佳氏が本年12月5日をもちまして、任期満了となります。

ご存じのとおり、古沢美佳氏は、平成22年12月6日に教育委員に就任され、2期8年間にわたりまして教育委員としてご活躍されております。

12月5日で任期満了を迎えますが、古沢美佳氏を引き続き教育委員として任命させていただきたく、ご提案申し上げるものでございます。

ここで、古沢美佳氏の経歴などを簡単にご紹介いたします。

古沢美佳氏は、昭和39年のお生まれで、現在満54歳。日出にお住まいでございます。

昭和57年に北見藤女子高等学校を卒業後、翌58年にヤマハ講師養成所を終了されエレクトーンの講師になりました。

現在も、ご自宅でエレクトーン教室を開かれ音楽の指導を通して地域の子どもの成長を応援されております。

ご自身も3人のお子さんをもつ母親で、子育て、学校教育、社会教育などにも関心が高く、長年にわたる音楽指導のご経験や愛情あふれる母親と女性の視点を我が町の教育に反映していただく教育委員として適任であり、任命の同意を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

なお、任期につきましては、平成30年12月6日から平成34年12月5日までの4年間でございます。

○副議長（西山由美子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより議案第44号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第40号、議案第42号

○副議長（西山由美子君） この際、日程第4、議案第40号、日程第5、議案第42号は関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第40号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の1ページになります。

議案第40号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）について提案説明をさせていただきます。

平成30年度訓子府町一般会計補正予算につきましては、次に定めるものとしまして、第1条では、歳入歳出それぞれ1,778万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ58億7万6千円としているものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額につきましては、次の2ページにあります第1表の歳入歳出予算補正によることを規定しているものでございまして、これにつきましてはご覧をいただくということで、その内容につきましては、後ほど3ページ以降の事項別明細の中で説明させていただきたいというふうに思います。

第2条では、2ページの、次のページの一番下の表の債務負担行為の変更について記載しているものでございます。

そして、その内容は、空き家活用定住対策補助金において、限度額を1,200万円か

ら2, 206万円に変更すると。期間につきましては変更ございません。

なお、当該年度以降の支出予定につきましては、6ページの方に詳細が載っておりますので、後でもご覧いただければというふうに思います。

次に、早速ですけれども、事項別明細の方の説明に入りたいと思います。まず4ページの歳出の方から先に説明させていただきます。

一番上の表の2款、総務費、1項、1目の一般管理費の右側の方になります。事業区分、総務一般管理事業の寄付金の災害義援金につきましては、これは7月の広島・岡山・愛媛をはじめとする西日本の豪雨被災地に対する義援金として支援するものでございまして、200万円を計上してございます。

次に、その下の表の2款、2項、2目、賦課徴収費の事業区分、賦課徴収事業の償還金、利子及び割引料の還付金及び還付加算金では、所得税の更正請求に伴う町民税の還付5件分25万4千円および法人町民税の予定納税分の還付分で5件、これも5件で131万5千円のこれ合計と、今後の見込みを含めまして116万9千円を追加しているものでございます。

次に、その下の表の3款、民生費、1項、1目の社会福祉総務費の事業区分、自立支援サービスの事業の償還金利子及び割引料、国庫支出金等返還金では、これは平成29年度の精算に伴う、確定に伴います返還金として554万円の追加でございます。

次に、一番下の3款、2項、3目の児童措置費の事業区分、児童手当支給事業、これの償還金、利子及び割引料、これは国庫支出金等返還金になりますけれども、これも平成29年度分の精算金の返還ということで、252万6千円の追加でございます。

次に、次のページ、5ページの上の表の6款、農林水産業費の1項、3目、農業振興費の事業区分、農業後継者育成事業の負担金、補助及び交付金の農業後継者育成事業補助金では、これはJAきたみらい玉葱振興会の海外視察研修としまして、11月12日から16日まで、目的地は台湾、本町から8名参加するという事になったことに伴いまして、1人当たり12万7千円の2分の1で8名分、50万8千円の計上でございます。

その下の事業区分、畑作構造転換事業の負担金、補助及び交付金の畑作構造転換事業補助金では、これは馬鈴しょやてん菜等の省力化推進のための共同利用機械を導入するというものでございまして、本年度2回目の要望で採択となった1集団のストーンピッカー、石取機1台の事業費421万2千円、これの補助率2分の1以内ということで、この全額195万円を計上しているものでございます。

その下の経営体育成支援事業、償還金、利子及び割引料、国庫支出金等返還金では、これは平成27年度当初、この補助を受けて施設整備をした対象者1件でございます。これは消費税の制度上、簡易課税対象から本則課税対象に変わったことによりまして、除税額が増えたということになりますので、その分の補助を返還するために2万8千円を追加しているものでございます。

次に、5目の農業基盤整備事業の事業区分、下水道事業特別会計繰出金では、これは個別排水処理浄化槽設置工事にかかる事業費不足のため397万円の追加をしているもので、詳細につきましては下水道事業特別会計の方で行いたいと思います。

次に、下の表の6款、2項、2目の林業振興費の事業区分、林業振興一般事業の投資及び出資金、これは新生紀森林組合の出資金になりますけれども、同組合の平成29年度の

出資配当金が出資金321万1千円の3%で確定したことに伴いまして、その分を出資増高するというので9万7千円を計上しているものでございます。

次に、3ページに戻っていただきたいと思えます。3ページ、これは歳入になります。

歳入の一番上の表の14款、道支出金、2項、4目の農林水産業費道補助金の畑作構造転換事業補助金では、先ほど歳出のところで説明しましたように、ストーンピッカー1台の分、これ421万2千円の補助率2分の1のお話しましたように195万円を計上しているものでございます。

次に、その下の表の15款、財産収入、1項、2目の利子及び配当金の株式配当金では、これは今、これも説明しましたように、新生紀森林組合の平成29年度の出資配当金額として9万7千円を計上しているものでございます。

次に、その下の17款、繰入金、1項、3目の産業後継者育成基金繰入金では、JA玉葱振興会で行う海外研修8名のお話しておりますけれども、50万8千円の計上でございます。

次に、一番下の表の18款、1項、1目の繰越金、前年度繰越金では、これは今回の補正の財源調整として計上しているものでございまして、1,523万3千円の追加でございます。

最後に、別添の資料1をご覧くださいと思います。

平成30年度 財政調整基金及び特定目的金の保有状況（見込）では、今回の補正に係りまして一般会計の基金取り崩し後の基金残高は、一番右側の下から4行目に一般会計になります。37億956万5千円ということになります。

以上、説明不足の点につきましては、質疑の中で補足説明させていただきますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第42号 平成30年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書10ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 議案書の10ページになります。

議案第42号 平成30年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

平成30年度訓子府町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるものとしまして、第1条、第1項では、歳入歳出それぞれ587万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,187万円とするものであります。

第2項では、歳入歳出予算の補正に関連する区分ごとの金額については、次のページの第1表 歳入歳出予算補正によることとしておりますが、その内容につきましては、12ページ以降の事項別明細書の中でご説明いたします。

次に、第2条は、地方債補正についてですが、次のページの第2表 地方債補正によることとしております。内容につきましては、個別排水処理施設整備事業の借入限度額1,630万円を1,720万円に変更するものです。なお、起債の方法および利率については変更ございません。

それでは、12ページの事項別明細書についてご説明いたします。

今回の補正の要因につきましては、個別排水処理浄化槽の設置戸数が当初5戸から7戸に2戸増えたことなどによる、それに伴います補正であります。まず歳入になりますが、1款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業分担金、右側の説明欄ですが、この100万円の追加につきましては、受益者分担金、1戸当たり50万円について、増加2戸分を計上するものであります。

下の4款、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、今回の追加補正に伴い、生じる一般会計からの財源補填分397万円を追加計上するものであります。

次に、7款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業債、これも右側の説明欄ですが、まず下から過疎債につきましては、工事等の対象経費から受益者分担金を引いた額の70%のさらに2分の1の額となります。補正前の額が570万円、それに対して補正後の額が600万円、この増加分で30万円の計上となります。

次に、上の下水道債につきましては、工事等の対象経費から受益者分担金を引いて、先ほどの過疎債を充当した残りの額となります。補正前の額1,060万円に対して補正後の額が1,120万円、増加分で60万円の計上となります。それぞれ合わせますと事業債の計は90万円となります。

次に、13ページの歳出ですが、2款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業費、説明欄の方ですが、まず委託料につきましては、補正前の額118万8千円に対し追加となった2戸分の実施測量設計分を加えました執行見込総額が153万4千円になりまして、その不足する額であります34万6千円の追加となります。

次に、工事請負費につきましては、補正前の額が1,926万2千円に対しまして追加した2戸分の浄化槽の設置工事分などを加えた執行見込総額2,478万6千円に不足する額であります552万4千円を計上するものです。

次のページをご覧ください。

地方債の現在高の見込みに関する調書になりますが、今回の補正に伴いまして、平成30年度中起債見込額(C)欄は90万円増の2,210万円となり、右端の欄、平成30年度末現在高見込額も同じく90万円増の5億2,319万3千円となります。

また、別紙資料2の方では、今回の補正予算に関わります投資的事業の内容を記載しておりますが、これにつきましては後ほどご覧いただくこととしまして説明については割愛させていただきます。

以上、平成30年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の内容につきまして、その提案理由を説明いたしました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長(西山由美子君) 以上で議案第40号、議案第42号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第41号、議案第43号

○副議長(西山由美子君) 次に、日程第6、議案第41号、日程第7、議案第43号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第41号 平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

についての提案理由の説明を求めます。議案書 7 ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 議案書の 7 ページをお開きください。

議案第 4 1 号 平成 3 0 年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、平成 2 9 年度の療養給付費等の確定に伴います精算によりまして、その関係経費を補正するものであります。

まず、第 1 条にありますように 1, 9 4 9 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 7 6 9 万 6 千円とするものであります。

2 項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、8 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、9 ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、9 ページの歳入から説明させていただきます。

第 5 款、繰入金、第 1 項、第 1 目、財政調整基金繰入金につきましては、歳出に計上しております平成 2 9 年度分の超過交付分の返還金に充当するため、1, 9 4 9 万 6 千円を追加するものであります。

これによりまして、資料 1、1 枚ものでございますけども、資料 1 の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表の下から 3 段目の右端にありますとおり、平成 3 0 年度末保有見込額は 3, 0 8 9 万円となる見込みであります。

9 ページにお戻りください。

次に、歳出について説明させていただきます。

第 8 款、諸支出金、第 1 項、第 3 目、償還金、2 3 節、償還金、利子及び割引料では、平成 2 9 年度の療養給付費等負担金償還金として国から超過交付されておりました 1, 9 1 0 万 8, 7 5 6 円を返還するため、1, 9 1 0 万 8 千円を追加。

また、平成 2 9 年度の療養給付費等交付金償還金として、退職医療分を社会保険診療報酬支払基金から超過交付されておりました 3 8 万 8, 3 2 2 円を返還するため、3 8 万 8 千円を追加するものであります。

以上、平成 3 0 年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、議案第 4 3 号 訓子府町青少年研修館設置条例の全部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書 1 5 ページです。

社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 議案書 1 5 ページをご覧ください。

議案第 4 3 号 訓子府町青少年研修館設置条例の全部を改正する条例の制定について。

訓子府町青少年研修館設置条例（昭和 5 3 年条例第 1 6 号）の全部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

下の説明にもありますように、青少年研修館の建て替えに伴い所要の改正をしようとするものでございます。

記以下について説明をさせていただきます。

議案書 16 ページをご覧ください。

今回の改正で、青少年研修館の使用については、基本的には従来から変わることはございません。まず、改正の概要として 2 点ほど説明をさせていただきます。

1 点目といたしまして、使用料の条項を新たに規定させていただきましたが、町内の青少年団体につきましては従来どおり無料での使用となり、それ以外の町外の青少年団体などにつきましては別表の使用料を規定しております。

2 点目といたしまして、使用の申請、許可、取消し、変更、使用料の還付などの手続き的な条項と原状回復の条項を他施設の条例に合わせて規定しております。

それでは、条文を説明させていただきます。

第 1 条では、設置及び目的として、青少年の健全な育成と青少年団体活動の振興のために青少年研修館を設置すると規定しております。

第 2 条では、名称及び位置として、名称は現行と同じ訓子府町青少年研修館、位置は東町 399 番地に変更しております。なお、青少年研修館の愛称をつけるように、青年団体などと協議をしながら進めております。

第 3 条では、青少年研修館は、教育委員会が管理すると規定しております。

第 4 条及び第 5 条では、使用の許可及び取り消しについて規定しております。

第 6 条では、使用料について、第 1 項で町内の青少年団体及びその指導者は使用料を無料とし、第 2 項では、それ以外の町外の青少年団体などは、17 ページの下の方をご覧くださいのようですが、別表に定める使用料を納めることとしております。

使用料は、町の使用料算定基準に基づき設定させていただき、全館で午前 6 時から午後 5 時までは 1 時間当たり 500 円、午後 5 時から翌日午前 6 時までは 1 時間当たり 650 円と規定しております。

備考では、宿泊と認めたものにつきましては 1 泊 1 万円とし、冬期間は暖房料として 1 時間当たり 150 円、1 泊当たり 2,500 円を使用料に加算すると規定しております。

17 ページの上の方をご覧ください。

第 7 条では、使用料の還付について規定をし、第 8 条では、使用者の原状回復義務を規定、第 9 条では、使用者が施設または物品をき損、滅失した時の損害賠償を規定しております。

最後に、附則であります、条例の施行日を公布の日と規定しております。

以上、議案第 43 号 訓子府町青少年研修館設置条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 以上をもって、議案第 41 号、議案第 43 号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 5 号、
認定第 6 号

○副議長（西山由美子君） この際、日程第 8、認定第 1 号、日程第 9、認定第 2 号、日程第 10、認定第 3 号、日程第 11、認定第 4 号、日程第 12、認定第 5 号、日程第 13、認定第 6 号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 平成29年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書19ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 認定第1号について、ご説明申し上げます。

認定第1号 平成29年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成29年度訓子府町一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成29年度訓子府町一般会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでございます。本年8月10日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成29年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査の意見」をいただきました。

これを受け地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

ここで、一般会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成29年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページをご覧いただきたいと存じます。

この表は、会計別の決算額の総括表でございます。

一般会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入が前年度と比較いたしまして3億6,476万3,651円、7.0%増の55億5,558万5,012円、歳出につきましては4億1,900万3,925円、8.5%増の53億3,149万4,027円となっています。

幸栄団地をはじめとした公営住宅の整備、民間提案型住宅整備などの住環境整備の実施やスポーツセンター整備事業のうち、実施設計、解体工事、一部建設工事に着手したことのほか、将来の農地整備、公債費負担に備えた基金積立の増額などが主な要因となっております。

なお、収支差引残額は、前年度比較5,426万274円、19.5%減の2億2,409万985円となっております。

右側の備考欄に決算剰余金の処分内容を記載しておりますが、1億円を財政調整基金に決算積立をし、残り1億2,409万985円を翌年度に繰り越すこととしておりますが、その中には6月の定例会でご報告させていただきました繰越明許費に係る財源として2,595万6千円が含まれてございます。

なお、別冊で配付しております「平成29年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきますが、予算の執行および財政運営は適正である旨のご意見をいただいております。

以上、認定第1号 平成29年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について、説明させていただきました。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、認定第2号 平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書20ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 認定第2号について、説明申し上げます。議案書の20ページをお開きください。

認定第2号 平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。
平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありましたが、本年8月10日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成29年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、国民健康保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成29年度訓子府町各会計決算報告書」をご覧ください。報告書の1ページ、上から2段目の国民健康保険特別会計の欄をご覧くださいと存じます。

決算額（B）欄、歳入9億4,976万6,507円、歳出9億4,886万7,745円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額89万8,762円のうち、89万8千円を財政調整基金に決算積み立てをし、残りの端数762円を翌年度へ繰り越しております。

以上が平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、認定第3号 平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書21ページです。
福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 続きまして、認定第3号について、説明申し上げます。議案書の21ページをお開きください。

認定第3号 平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありましたが、本年8月10日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成29年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成29年度訓子府町各会計決算報告書」をご覧ください。決算報告書の1ページ、上から3段目の後期高齢者医療特別会計の欄をご覧くださいと存じます。

決算額（B）欄、歳入8,127万8,276円、歳出8,124万3,176円で、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額3万5,100円を翌年度へ繰り越しております。

以上が、平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、認定第4号 平成29年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書22ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 認定第4号について、説明申し上げます。議案書の22ページをお開きください。

認定第4号 平成29年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成29年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成29年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月10日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成29年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、介護保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成29年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から4段目の介護保険特別会計の欄をご覧くださいと存じます。

決算額（B）欄、歳入5億2,467万4,379円、歳出5億1,740万8,885円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額726万5,494円は全額翌年度へ繰り越しております。

以上が平成29年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、認定第5号 平成29年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書23ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 議案書の23ページ、認定第5号について、ご説明いたします。

認定第5号 平成29年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成29年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付すものであります。

平成29年度の歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところ、別冊のとおり「各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、水道事業特別会計の決算の概要をご説明いたしますので、別冊で配付の「各会計決算報告書」の1ページをご覧ください。

一番下の合計欄の一つ上の欄になりますが、下水道事業特別会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入歳出ともに1億8,294万8,878円と同額となっておりますが、これにつきましては、歳入の不足分を一般会計から繰り入れを行ったものとなっております。

以上、平成29年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 次に、認定第6号 平成29年度訓子府町水道事業会計剰余

金の処分及び決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書 24 ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 議案書 24 ページ、認定第 6 号についてご説明いたします。

認定第 6 号 平成 29 年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

水道事業会計の決算に伴う剰余金の処分を地方公営企業法の規定に基づき、別冊「水道事業決算書」5 ページの剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて決算を別冊のとおり認定に付すものであります。

平成 29 年度の決算につきましては、本年 3 月 31 日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で監査委員の審査に付したところ、監査委員から別冊のとおり「水道事業会計決算審査意見書」をいただきましたので、地方公営企業法の規定に基づき、議会における剰余金処分の議決とあわせて決算認定をお願いするものであります。

それでは、平成 29 年度の決算について、別冊で配付しております「水道事業決算書」で概要を説明させていただきます。

決算書の 1 ページをご覧ください。

上からになります。まず収益的収入及び支出の収入につきましては、営業収益、営業外収益、特別利益を合わせた水道事業収益の決算額は 1 億 6,624 万 664 円となります。

次に、支出につきましては、営業費用、営業外費用を合わせた水道事業費の決算額は消費税を含め 1 億 3,192 万 3,485 円となっております。

次に、2 ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入については、企業債、補助金、保証金、出資金を合わせた資本的収入の決算額は 5,938 万 2,037 円となります。

次に、支出につきましては、建設改良費、企業債償還金を合わせた資本的支出の決算額は消費税を含め、8,674 万 8,566 円となっております。

なお、資本的収入額の資本的支出額に不足する 2,736 万 6,529 円の補填につきましては、欄外の下に括弧書きで記載しているとおりであります。

次に、3 ページの損益計算書でございますが、これは一営業期間における企業の経営成績を示すもので、1 ページの収益的収支の税抜き処理後の数値となります。

下段にありますとおりで当該年度の純利益は 2,643 万 2,143 円となり、平成 29 年度は黒字決算となっております。

次に、5 ページをお開きください。

平成 29 年度訓子府町水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、平成 29 年度の決算において、純利益が生じたことから 2,643 万 2,143 円を企業債の償還に充てる減債積立金に全額を積み立てするものでございます。

以上が平成 29 年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の概要でございます。ご審議の上、剰余金の処分のご決定及び決算の認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 以上で認定第 1 号から認定第 6 号までの一括議題の提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○副議長（西山由美子君） ここで議事について、議会運営委員長と協議のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○副議長（西山由美子君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長と協議の結果、日程の順序を変更し、日程第8、認定第1号から日程第13、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第15、報告第10号、日程第16、報告第11号、日程第17、報告第12号ならびに日程第18、議員の派遣についてを先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第8、認定第1号から日程第13、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第15、報告第10号、日程第16、報告第11号、日程第17、報告第12号ならびに日程第18、議員の派遣についての件を先に審議することに決定しました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号

○副議長（西山由美子君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、認定第1号の質疑を許します。議案書19ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了します。

次に、認定第2号の質疑を許します。議案書20ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。議案書21ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。議案書22ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。議案書23ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。

次に、認定第6号の質疑を許します。議案書24ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

◎決算審査特別委員会設置

○副議長（西山由美子君） お諮りいたします。

認定第1号から認定第6号につきましては、訓子府町議会委員会条例第5条の規定に基づき、4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

なお、審査については、議会の閉会中も行うことができるものといたします。

また、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検閲検査ができることにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第7条第4項の規定により、3番、西森信夫君、4番、堤三樹磨君、8番、須河徹君、10番、山田日出夫君をそれぞれ指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

決算審査特別委員会の開催のため、ここで午前10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○副議長（西山由美子君） 休憩前に戻り、会議を継続いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長および審査期間が決定いたしましたので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、ご報告いたします。

委員長に須河徹委員、副委員長に西森信夫委員を決定いたしました。

また、審査期間は、平成30年11月5日月曜日から11月9日金曜日までの5日間と決定いたしました。

以上です。

◎報告第10号

○副議長（西山由美子君） 日程第15、報告第10号 平成29年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題といたします。議案書25ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 報告第10号について、ご報告申し上げます。

報告第10号 平成29年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

平成29年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告するものでございます。

財政健全化及び経営健全化の比率につきましては、8月1日に監査委員による関係書類の審査を受け、8月10日付で「適正に把握・算出されている旨」の意見をいただきました。その意見を付し報告するものでございます。

それでは、記以下の一覧に従い各比率の説明をさせていただきます。

まず、1. 財政健全化の比率についてであります。①の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字でありますので赤字比率は発生してございません。従いまして「ハイフン」表示としてございます。

次に、②の連結実質赤字比率につきましては、一般会計および特別会計である国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計のそれぞれについて、実質収支が黒字であります。また、水道事業会計と下水道事業特別会計における資金不足も発生してございませんので赤字比率は発生しておりません。従いまして、この比率についても「ハイフン」表示としてございます。

次に、③の実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%を下回る6.6%で昨年度の7.2%から0.6ポイント改善をされております。

実質公債費比率につきましては、実質の公債費を分子に、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す標準財政規模等を分母において算定し、過去3か年度の平均の比

率となります。地方債償還額の公債費が28年度と比較いたしまして、約4千万円減少したことが改善の要因となります。

また、単年度の比率で見ますと27年度7.1%、28年度は6.8%、29年度は6.1%と改善をされています。

一方では、各自治体も改善をしております、平成28年度の全道平均値につきましては7.7%という数字でございます、本町の部分につきましては、年度は、ずれますけれども、平均値よりもやや上位の位置にあると言えます。

次に、将来負担比率につきましては、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額のそれに充当可能な財源が21億2千万円上回ったことにより、将来負担比率が発生してまいりませんので「ハイフン」表示としております。

2の経営健全化の比率につきましては、公営企業に分類されます下水道事業特別会計と水道事業会計の資金不足の比率となっております。

この資金不足につきましては、先ほど、連結実質赤字比率のところの説明したとおり、①の下水道会計につきましては、収支不足額を一般会計繰出金で補填している関係上、資金不足は出てきていません。②の水道事業会計につきましても流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は発生しておりませんので、それぞれ「ハイフン」表示としております。

次に、3の監査委員の平成29年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の審査意見についてであります、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において、財政健全化判断比率及び資金不足比率については監査委員の審査意見を付し、議会に報告することが規定されております。

別紙として、次ページ以降に審査意見の写しを添付させていただいておりますが、これについてはご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと思います。

以上、報告第10号平成29年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、ご報告をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（西山由美子君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第11号

○副議長（西山由美子君） 日程第16、報告第11号 財政的援助団体の監査結果報告についてを議題といたします。議案書31ページです。職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） 議案書の31ページをお開き願います。

報告第11号

財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員から別紙のとおり報告があった。

平成30年9月11日提出

訓子府町議会議長 上原豊茂

次のページ、32ページをお開き願います。

平成30年8月10日

訓子府町議会議長 上原豊茂様

訓子府町監査委員 山田稔
訓子府町監査委員 工藤弘喜

平成29年度財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法199条第7項の規定により実施した財政的援助団体の監査結果について、次のとおり報告します。

記

- 1 監査実施団体名 訓子府町産業観光振興協議会
- 2 監査実施年月日 平成30年8月1日
- 3 財政的援助種目 訓子府町産業観光振興協議会活動費負担金
負担金額 1,190万円
- 4 監査の結果 負担金に関する事務について、適正に執行されていることを認めます。

以上でございます。

○副議長（西山由美子君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第12号

○副議長（西山由美子君） 日程第17、報告第12号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書33ページです。職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） 議案書33ページです。

報告第12号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成30年9月11日提出

訓子府町議会議長 上原豊茂

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成30年7月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成30年7月10日

訓子府町監査委員 山田稔
訓子府町監査委員 工藤弘喜

次のページ、34ページ、35ページにつきましては、説明を省略させていただきます、36ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成30年8月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成30年8月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤弘喜

次のページ、37ページ、38ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。続きまして、本日追加で配布させていただきました9月分の例月出納検査結果報告についてご説明申し上げます。39ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成30年9月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府議会議長 上原豊茂様

平成30年9月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤弘喜

次のページの40ページから42ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○副議長（西山由美子君） 以上で、本報告を終わります。

◎議員の派遣について

○副議長（西山由美子君） 次に、日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。

議員の派遣の件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

ここで多少時間はありますけれども、昼食のため休憩といたしたいと思います。

午後は1時から行います。一般質問がありますので、ご参集願います。

休憩 午前10時58分

再開 午後 1時00分

○副議長（西山由美子君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○副議長（西山由美子君） 日程第14、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは一般質問の発言を許します。

9番、河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 一般質問に入る前に、6日未明に起きた胆振東部地震で甚大な被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げます。いまだ2千人の方々が不便な避難所暮らしをされています。1日も早い復興を願います。本町は停電はありましたが、断水にはならなかった。これで断水になったら被害は拡大していたと思います。特に酪農家さん、一人暮らしの高齢者、乳幼児のいる世帯などは大変なご苦勞をされたと思います。マグニチュード7から8前後の十勝沖、根室沖地震が30年以内に起きるという予報もあります。行政でできること、個人でできること、あらためて備えが必要なことを思い知らされました。町民の暮らしを守るために町でもさらに万全な備えをお願いいたします。

一般質問に入ります。

はじめに、農産物加工センターの充実の考えについて、町長に伺います。

訓子府町の基幹産業は農業で畑作、水稻、酪農などで訓子府で生産されている農畜産物は品目も数多くあります。

今、農畜産業の女性たちがさまざまな取り組みを始めています。農畜産物に付加価値を付けてやりがいと収入増を図るためにも、そのやる気を応援してバックアップしていかなければなりません。

酪農家の女性たちが長い間研究を重ねてチーズづくりをしています。モッツァレラチーズ、ストリングチーズなど、その出来栄は、味も形も見事なものですが、正式な加工場で作った物ではないので販売などはすることができません。

乳製品の加工室があれば商品として販売したり町内の人にチーズづくりの体験会などもできるのではないかと思います。

地産地消、6次産業化のためにも農畜産物の加工室を充実する考えはありませんか。

以上、伺います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「農産物加工センターの充実の考え」について、お尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

具体的には「酪農家の女性たちが研究を重ねたチーズが正式な加工場で作った物ではなく販売できないため、地産地消、6次産業化のためにも農畜産物の加工室を充実する考えはあるか」とのお尋ねがございました。

本町では、平成12年の11月に農業交流センターを開設し施設内に農産物加工室を併設しました。設計段階からどのような加工室にすべきかの意見交換会を当時の加工グループなど農業女性を対象に実施し、農産物を加工してその場で消費する自家消費を目的とした施設の方向性を定め、公共性を有する施設として加工に数日を要す品目は適さないことを理由に、ソーセージ・バター・チーズを除くなど加工品目の絞り込みを行った経過がございます。

自家製チーズを製造するには自分の牧場で搾った「生乳」であっても、単なる煮沸消毒ではなく必ず所定の施設で加熱殺菌処理を経なければ乳製品の製造に進むことができません。

そのため、乳製品を製造するための個別品目許可である乳製品製造の許可が必要となり、チーズの製造工程は原料乳の殺菌後の工程が長く、一般的に開放系の工程が多いことから、微生物汚染を受けるリスクが高く、さらに副原材料として乳酸菌やカビといった微生物管理が必須であることなど、高度な製造技術と衛生管理、品質管理やそれらを満たす施設整備が求められています。

チーズ製造にあたっては、こういった管理ポイントが多岐に渡ることから、構想段階から必ず施設の所在地を所管する保健所に相談し所定の営業許可を受け、安全でおいしく、かつ安心して食べられる製品が求められます。

よって、公共的な利用を目的とする本町の農産加工室では、前述した許可の取得およびそのための施設改修は困難でありますし、衛生的な管理運営の下で乳製品の製造および販売を行うためには、チーズ製造・販売を志す方の個別対応型の整備にならざるを得ないことをご理解願います。

本町では、6次産業化に関して、事業化を検討されている個人あるいは団体があれば積極的に支援する考えであり、事業の立ち上がり段階を支援する「地域活性化チャレンジ事業」をはじめ、今後とも支援施策の充実に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） チーズと言っても、いろいろなチーズありますが、簡単、その場でできるようなモッツァレラチーズ類は発酵の過程を得ないでできますし、現に置戸町さんでは牛乳豆腐ですか、それを作ってイベント何かにも販売しているようですし、本格的なチーズでなくても、本当の簡単なチーズ、そういうものもできるかなと思いますが、今、答弁にありましたが、今の例えば、くる・ネップの加工場でできないとしたら、今、何があれば、どのような、何て言うか、部屋なり、どういうものがあれば、あそこで乳製品の加工もできるのか、それとあそこでアイスクリームを作ったりする機械もありますし、アイスクリームは作れるはずですので、その許可があれば簡単なチーズもできるのかなと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○副議長（西山由美子君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま2点のお尋ねがあったかと思いますが、まず1点目、加工室、今あります加工室で簡単なチーズ、モッツァレラチーズとか、簡単なチーズもできるのではないかと、どういう施設があればできるのではないかとというようなお話でございますけども、答弁の中でもお話したように、乳製品の加工につきましては、かなり厳しい制限がございます。発酵しないチーズだからいいとか、難しいチーズだから駄目とかっていうのではなくて、要するにチーズ、バター、全般的に加工するにはですね、それなりの施設が必要になります。まずですね、ちょっと長くなりますが具体的に言いますと、まず生乳から製造する場合は、生乳処理業という許可が必要になります。生乳処理業で生乳を牛乳に処理をする。煮沸するなどして、要するに滅菌、殺菌消毒をして、まず牛乳に変えなきゃいけません。その後、その牛乳を使ってチーズを作るんですけども、そ

れについても乳製品製造業という許可が必要になります。大きく分けてこの二つの許可が必要になりますので、まずそれを取らなければ加工はできない。施設の言いますと生乳を牛乳に変える工程だけでもですね、まず牛乳の検査からはじまりまして、受け入れ合格後にろ過、それからストレージタンクへの貯乳、それから貯乳の検査、それで合格しましたら洗浄して脂肪等の均質化、それから殺菌、冷却、それでその牛乳をまた貯める、それをビンなりパックなりに充填する。それを検品する。それから保管、出荷というような、もうそういうようなかなり厳しい工程がございます。そういう工程をクリアするような施設でなければできないという部分がございます。

それからチーズの製造につきましては、過去にですね、地域チャレンジ事業で、今、酪農家の奥様が作っているチーズですけども、そういうので機械を購入して現在チーズを作っておりますけども、これはあくまでも自分たちで作ったチーズを自分たちで食べるというんですか、賞味すると、そういう部分でございまして、今の段階ではそういう部分で活動しているということでございます。

それからアイスクリーム、2点目の加工室でアイスクリームができるというようなことでございますけども、これにつきましても、今現在作っておりますが、基本的には販売等をしておりませんので、作る団体の方、個人の方が牛乳を買ってきて、それで牛乳で作ると。生乳からは先ほど言ったように作れませんので、あくまでも市販の牛乳で作って自分たちで食べているということで、加工室で活動しているということでございますので、かなりチーズを作る場合につきましては、そういう許可とそれから作るまでの工程の機械ですとか、それから品質管理の部分ですとか、そういう厳しいものをクリアしていかなければできないということでご理解願いたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 本格的な、今いろいろご答弁ありましたけど、本格的なものじゃなくて、例えば置戸町で作っているような牛乳豆腐的なチーズ、それもやはり今の行程を得て、きっとやってらっしゃると思うんですけど、実際にお話、置戸の「はぐるまの会」というところでお話伺いましたら、以前にアイスクリームの加工所として、アイスクリームの許可も取っているの、今、牛乳豆腐も作れるというようなお話伺いました。それで今いろいろ難しいことがたくさん出てきました。今ではあそこで新たに乳製品で加工して製品を作って販売というと、かなり大規模な設備が必要だということですが、今のあるところを一部改造するとか、何かそういうことも難しいでしょうか。

○副議長（西山由美子君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 今の加工室を改修をしてチーズ等の部分ができないかという部分につきましては、基本的には今の段階では難しいかなと考えております。というのは、先ほどの答弁でもありましたように、チーズ、乳製品につきましては、発酵ですとか、カビですとか、そういう部分の処理工程の中でも必要になってきますので、あそこの加工室については、不特定多数の方がパン、カステラ、アイスクリームですとか、とうふ、それから味噌、主にそういうようなことで年間何団体の方々が使っておりますので、そういう不特定多数の方が出入りするようなところでは、まず乳製品の加工はできないというふうに保健所にも確認をしておりますので、ただ、部屋を広くする、それから器具を充実するというだけでは、まず難しいというふうに判断をしております。本当に作るんであれ

ば、全く別に他の人が入ってこれないような施設として増築するか、新たに作るか、本当の大規模の改修が必要になるかというふうに考えております。今のところは、そういう要望も今のところございませんし、今後わかりませんが、今の段階では、あそこの加工室を少し増築するとか、中を少し変えるだけでは難しいというふうに判断しておりますので、ご理解願いたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） あの加工室ができて18年って、さっきおっしゃいましたね、その時と今と規制緩和的なことで条件緩和なんかなっているような項目というのはいないんでしょうかね。

○副議長（西山由美子君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 規制緩和的なものはございませんですね、要するにあくまでも、いろいろなものを作って販売するには、それなりのいろいろな許可が必要になってきますんで、加工室がつくった時は駄目だったけども、今はこれはいいよというようなことではないと考えています。というのは、やはり保健所の関係でございますので、やはり保健所の方での規制緩和がなければですね、先日も保健所の方に確認をさせていただきましたけども、あくまでもやはり衛生上の問題、そういう問題もありますので、規制緩和的なものというのは、ちょっと聞いておりませんので、要するに加工室ができた時に保健所の方にも相談しておりますけども、その後の緩和というのは聞いておりません。

○副議長（西山由美子君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今、酪農家の若い人たちで「モーモークラブ農酪ッ娘」などを作って、それぞれいろいろな研究もされて、できたものもかなりいいものができております。それで今お話伺いましたら、かなり、それを販売ルートに乗せたりするってことは難しいような条件が多々あるかとわかりました。ただ、そういう要望も若い方たちの中に、酪農家の方たちの中に、こういうものを作って売れたらいい、あとまた興味のある方たちにも講習などをしてチーズづくりを広めたい。そういうような望みもありますので、何か具体的に大規模投資をしなくても簡単にできるようなところから何かアドバイスなどいろいろなことがお願いしたいと思いますが、やはり乳製品が難しいと思いますが、そういう要望も踏まえて、そういう方たちの声も聞いて次の段階に具体的にどういうふうになれば次の段階に進めるとか、あと町だけでは難しい部分もあると思います。JAなどと連携をとったり、普及所なども相談したりしながら、そういう方たちを支援していただきたいなと思います。

○副議長（西山由美子君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 今、議員がおっしゃるとおり、ここ数年の間にも6次産業化、それから自分たちで研究をしながら農産物、乳製品も含めた中で、いろいろなものを作ったり、栽培したりというようなことが多々増えてきているのは私たちも自覚しておりますし、理解しております。今、河端議員が言うように、そういう方々がいろいろな部分で要請、町に対しての要請等、それから加工室もそうですけども、加工室を使いたいと、使って、こういうものを作りたい、こういうのを作るのに貸してほしい、貸してほしいと言ったら変ですけども、使いたいということであれば当然使っていただきながら進めたいと思いますし、こういう器具があればいいとか、こういうものがあればいいなとい

う、またそういう要望もあればですね、予算の面もいろいろありますけども、いろいろな部分で相談に乗って支援をしていきたいと思っておりますし、JAとか農業試験場、それから普及所、そういうところとも連携しながらですね、やっぱりそういう農家の若い方、奥様方から、やはりそういう声が上がってこいば、当然町としても、いろいろな支援もこれから考えていきたいというふうになると思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○副議長（西山由美子君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今ご答弁いただきました。やはり今の若い人たちの中に、いろいろな動きがあります。そういう動きをきちんと支援できるような体制になってほしいと思っております。

○副議長（西山由美子君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 先ほどの答弁と同じですけども、やはりきちんと相談に来られたり、何かあればそれでそれは窓口としましても、農林商工課としても対応等いたしますし、ちょっと先ほどお話ししませんでしたけども、本当に6次化で考えたい時にはですね、当然、町の方の支援も含めてありますけども、その他に経産省の方にもですね、今、6次化に対して、いろいろな補助金ですとか、支援ですとか、そういうメニューも多々出てきておりますので、そういうものも紹介したりしながらですね、相談にのって進めたいというふうに考えますので、ご理解願いたいと思っております。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） かなり専門的な部分がありましたので、農林商工課長に答弁をさせておりましたけども、この十数年間ですね、主な特徴的なことで二つの動きがあったんではないかと。

一つは河端議員がおっしゃるように「モーモークラブ」という酪農の女性たちの動きが、何とかチーズづくりということ、スモークも含めてですね、ずっとこうやってきている。しかし、当初はあそこの共済の加工場でやらせてもらったりですね、他の菌が入ることに対することと販売することに対する非常に難しいクリアしなければならない状況というのはもう今、私どもの課長からお話したとおりですけども、彼女たちがやっぱりそこまでして加工品を販売するということについては、一時でしたけども断念したという経緯がございます。今、若い人たちがかなり入ってきてますから、私のところにも、この間、Tシャツを町長に着てほしいということで、その時にも情報交換しましたけども、だんだん世代が今の20代、30代になってきているということもありますから、これらはやはりどういふふうを受け止めながら、彼女たちなりに、その活動を発展させるようなことをですね、考えていかなきゃならないけど、非常に厳しいというのはちょっとご理解いただきたいと思っております。

それからもう1点ですね、これは柏丘の浜野君や協成の織田君たちが中心になって「ミルククラウン」を作り上げました。地元の子どもに地元の牛乳を飲ませたいという動きがあります。これについてもですね、今言ったような牛乳を生乳から牛乳にしていく過程というのは非常に難しいということで、今は網走でやってもらって、それを訓子府の牛乳ということで子どもたちに飲んでもらったり、いろいろなことをやっている。そしてまた加工含めて自分たちの販売者を、町もかなり支援してはありますが、やって、できるだけ6次産業化の一步を踏み出したいということが、やっと始まったという状況でございますけど、

しかしやっぱりこれもまだもう一步踏み出していかなきゃならない状況じゃないかなと思いますので、議員ご指摘のとおり可能な限り私どもで成し得ること、やれることについてはですね、力を貸していきたいし、一緒になってやっていかなきゃならない時期にきているんじゃないかなと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 道外から、また町外から若い方が結婚して訓子府に来られたり、そういう方たちが訓子府の農業をすごく前向きに捉えていますし、自分たちで何とか付加価値つけたものとか、そういう頑張っている方もたくさんいますので、そういう方たちを支援できるような体制をこれからもお願いしたいと思います。

次の質問にいきます。

町民の健康を守る対策について、町長に伺います。

2017年の厚生省の統計によりますと、男性の平均寿命は81.09歳、女性87.26歳と平均寿命は延びております。その中で死亡原因の第一位はがんで、続いて心疾患、肺炎、脳卒中と続きます。

年代によっても性別によっても異なりますが、全国的には男性は肺がんが多く、胃がん、大腸がん、女性は大腸がん、肺がん、胃がんとなっております。

病気はいつ、誰に襲いかかるかわかりませんが、町のがん検診で早期に発見できて大事に至らず、完治することができたという事例も多く見受けられており、検診は町民の健康を守る有効な手段です。

平成27年に策定された健康増進計画の中にも特定健診・特定保健指導の推進、健康診査・保健指導を受けやすい環境づくりの推進を挙げています。

健康寿命を延ばすには「町民が自分の健康は自分で守る」という意識を持たせて動機付けをするなどして各種検（健）診の受診率を上げるなどの対策が必要だと思いますが、現状の対策と今後どのように進めていきますか。

以上、伺います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民の健康を守る対策」について、お尋ねがありましたのでお答えをいたします。

「健康寿命を延ばすには、『町民が自分の健康は自分で守る』という意識を持たせて動機付けをするなどして、各種検診の受診率を上げるなどの対策が必要だと思いますが、現状の対策と今後どのように進めていきますか」とのお尋ねがございました。

本町における平成29年の主要死因は、悪性新生物（がん）が1位で、続いて脳血管疾患、肺炎が2位で、4位が心疾患と続きます。

全国を100として平成18年から平成27年の10年間を比較する標準死亡比（SMR）では、男性で腎不全が185.3と数値が高く、続いて肺がんが157.7、慢性閉塞性肺疾患が155.4と続きます。女性では胆のうがんが220.5、大腸がんが149.6、腎不全が114.3で、悪性新生物全体では、男性が111.0、女性が101.3と全国平均を超えています。

近年は、二人に一人ががんになると言われており、第2期の訓子府町健康増進計画においても壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を実現するために、生活習慣病の発症予防と早

期発見、早期治療による健康づくりを進めています。

現在、町では胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん・肺ヘリカルCTに加え、がんのリスクを評価するピロリ菌検査、HPV検査を実施しています。

平成29年度のがん検診受診率は、胃がんが29.4%、肺がんが25.9%、大腸がんが24.9%、子宮がんが8.9%、乳がんが13.7%です。受診率については、国が目標としている50%には達していないのが現状です。

未受診の理由は様々で、「受ける時間がない」「健康に自信があるから必要ない」「心配な時は医療機関を受診する」「見つかったら怖いから」という声を聞きます。

検診で見つかるがんは、早期に見つかることが多いため、治癒が期待できると言われていますので、検診を受けていただくことが課題です。過去5年間の検診結果では、乳がんが8人、大腸がんが7人、前立腺がんが5人、肺がんが2人、胃がんが1人にそれぞれ発見されています。

町の検診率向上に向けた取り組みとしては、平成29年度からのがん検診の自己負担の引き下げ、誕生検診の無料クーポン配付、平成30年度からは対象者拡大のほか、一度がん検診を受診された方には個別による受診勧奨を行っています。前年度受診して今年度に申込みのなかった方には電話やハガキで、3年間未受診の方には受診歴を記載した文書を送り、それでも申し込みがなければ電話や訪問によって勧奨を実施し、特定健診の受診勧奨意向調査においては、がん検診申込書を同封するなど、合わせて2千件の受診勧奨を実施し、受診の定着化を図っています。

また、広報やホームページ、JAのファックスを利用した周知のほか、健康推進員による検診案内の周知もしています。

今後の取り組みとしましては、町民一人一人が健康づくりに主体的に取り組むことができる環境を整備することと考えています。

がんを始めとした生活習慣病の原因の多くは、食事、喫煙、飲酒、運動習慣などの環境要因にあることから、正しい知識の普及と適正な生活習慣に重点を置き、健康づくりを推進することが重要と考えております。

以上、お尋ねがありました件についてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今、検診の促進対策にいろいろされていること案内がありました。その中でがん検診の場合は、きっかけづくり、節目検診などが一番検診率を上げることにつながるかと思いますが、40歳から5歳ごとに60歳まで胃や肺や大腸がんについては検診促進ですか、無料か何かありますよね、町の推進施策、誕生検診というんですか、これ60歳までありますが、これは75歳、後期高齢者の年齢まで延ばすとか、そういうことはできないでしょうか。

○副議長（西山由美子君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 現在、特定健診の受診対象者につきまして、がん検診においても、胃がん、肺がん、大腸がんでは40歳から60歳までの5歳刻み、子宮がんについては20歳から40歳までの5歳刻み、乳がんにつきましては40歳から60歳までの5歳刻みとなっております。これにつきましては、国からの指針をベースにうちの町と

して、この年齢を定めております。河端議員からは後期高齢者の年齢までというお話でしたけれども、国の指針としては、そういったことも言われておりませんし、それでこちらとしても検討の段階には至っておりません。

○副議長（西山由美子君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） できることなら高齢期に入ってもがんの罹患率というのが高いと思いますので、いずれそのように延ばしていただきたいなと思います。

先ほど特定健診の話が出ましたが、町は、これ古い28年の資料ですが、道の平均より特定健診率が42.4%でかなり高くなっていました。胃や肺、大腸がんは全道平均よりも受診率が高いですが、子宮と乳がんは全道平均よりも約10%ぐらい低くなっていました。特に女性のがんの検診を受ける方が少ないのかなと思います。このあたりについて、特に検診を促すようなこととか、どのようなことで女性の検診率低いのか調べていますか。

○副議長（西山由美子君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 女性特有のがん検診についての、どのように促しているのかということだと思います。

まずうちの本町としましては、集団検診による検診と個別受診による検診の2種類を用意しております。集団でやる検診につきましては、やはり若い方だとどうしても抵抗を感じる方もいると思いますので、直接病院に行って検診を受診していただくということで個別も用意させていただいております。やはり、がんは若い方ほど、がんと自分は結びつかないという思いが多いので、その辺をこちらとしてもどのように皆さんに受診していただくように進めていかなければならないかということを考えなければいけないとは自覚しております。今後も周知等努めていきたいと思っております。

○副議長（西山由美子君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今回この質問をするにあたり、広報などのがん検診のお知らせとか、いろいろなことをちょっと古いのから見てもみたら、今年の5月から健康だより、今月は健康管理というコーナーで実際のがんになった方の体験談みたいなのが載っておりました。とても順を追って、検診、がんの発見から手術、治療、その後の経過まで詳しいことが載っておりました。そういうこともやはり検診を受けるきっかけになるとか、そういうことになるんでないかなと思って、いいことだなと思って拝見いたしました。特に女性の子宮がん、乳がん、若い方にも多いですけど、訓子府、全道平均よりも低いということで、これからまたそういう方たちを動機付け、きっかけづくり、節目検診なり、そういうことを増やすなり、そういう方たちを検診受けてみようという方に向かうような対策というんですか、何か考えがありましたらお聞かせください。

○副議長（西山由美子君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） なかなか先ほども申しましたように、受診率の向上というのが、なかなかこうやったことに対してすぐ結びつくものではないということで、難しさは感じておりますが、今年、議員言われましたように広報には心臓疾患の事例を載せておりますし、健康だよりには、また違った、こういったことで発見ができたとか、そういった事例も載せていたかと思っております。そういったことが有効だという声も聞いておりますので、そういった話聞けてよかったということもありますので、今後は子宮がんや乳がん

についても、そういった取り組みをしていきたいと思っております。それにより動機付け、そういったものに結び付いていければいいかなと思います。確かにうちの町でも若い方でそういった婦人科といいますか、婦人特有のがんによって亡くなっている方もいらっしゃいますので、積極的にそういった動機付けに取り組んでいきたいと思っております。

○副議長（西山由美子君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 私、今回この質問をするに当たって、身近な方ががんで亡くなる件数が多くあったものですから、やはりその方も検診を受けてなかったりということで、見つかった時は手遅れのことがあったり、また友人にもそういう方がいたり、身近なところでそういうケースを見聞きしたものですから、特にまたこれをきっかけになったのは、先日まで40代ですか、ご主人亡くされて「お元気ですか」って声をかけたら、「いや実はがんなんです」っていう話だったんで、やはりまだ若くてもがんは発生しますし、検診で早期発見だとかなり回復もできますし、やはり早期発見、検診を受けるということが必要なんだなってつくづく思いましたので、これからいろんな方に動機付けをして自分の健康は自分で守るっていうようなことを、これはなかなか難しいかと思いますが、やはりこれからいろいろなことで啓蒙をして受診のきっかけづくりをしていただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 河端議員おっしゃることはごもっともなことでございますので、こちらとしてもますます今以上に取り組みを強化していきたいと考えております。

○副議長（西山由美子君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） いろいろお願いいたしました、やはり町の福祉保健課が先頭になって町民、自分の健康は自分で守るっていう、その意識を町民に植えるっていうのもお仕事なのかなと思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 誰しも河端議員のおっしゃることは否定する何ものもないというのが本当のところでないでしょうか。しかし、いずれにしても受診率が20%ぐらいにとどめている。健康日本を掲げた厚生労働省が50%を目標にしてたというのは非常に厳しい状況にあるというのはおわかりでないか。私もかつて福祉保健課長をやったりですね、ずっとこう見ておりますけれども、今、本当に至れり尽くせり、まず検診回数を増やす、そしてもうさっき私の方で答弁させていただきましたけれども、ありとあらゆる手段を使って、その住民の方に受けてください、やりましょう、行きましょうっていうことをやっているというのは現実でないでしょうか。これをさらに50まで持っていくということはどうですか、非常に厳しい、あとは本人はどうやって意識を持つかっていうことしか僕はないんじゃないかなっていうふうに思います。もちろん保健師たちのやっていることの限界はもちろんあるでしょうけども、私はかなり住民の自発的な努力をどういうふうにして啓蒙していくのかと。彼ら自身が、住民自身が学びながら健康の問題を生活の中にきちんと取り入れていくということをやらずして、呼びかけの限界というのは私はもう来ているんじゃないかなというふうに思っていますので、一層の努力はやらせていただきますけども、住民自身が健康の意識付けを自らがやっていくということを一方でやらないと、この数値を30、40まで持っていくというのは非常に難しいことじゃないかなと思いますけれども、この辺の実態も努力している福祉保健課も含めてですね、ご理解いただきながら、町民み

んなで、やっぱり検診率を高めていくという運動をやっぱりやっていかなきゃならないんじゃないかなっていうふうに考えていますので、ご理解賜りたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） いろいろお話を伺いました。これからも、今までもご苦労なさっていたのは十分承知しております。また今後一層よろしくお願ひしたいと思います。

私の一般質問を終わります。

○副議長（西山由美子君） 河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで午後1時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

○副議長（西山由美子君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、7番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。私も先ほど河端議員が冒頭に、この度の地震の被害に遭われた方々に対するお見舞いのお言葉を述べておりましたけれども、私も同じく今回の地震に対して、大きな被害を被った、特に、厚真町については、私たちの議会も5年ほど前ですか、町議会に研修に行って、多くの議員さんと親しく懇談し、そして研修もさせていただいたということもありまして、本当にこれは他人事でないというふうな思いもいたしまして、いたところであります。本当に1日も早い復興と、何と言いますか、負けないというか、そういう状況の中で頑張っただけであればいいかなというふうに思っているところでもあります。

それでは、私の一般質問をしていきたいと思ひます。

今回は二つ大きな項目でありますので、まず一つ目です。

これからの財政健全化に向けた財政運営の基本的考え方についてということで質問をいたします。

各年度の行財政運営の基本的な方向は、その年度の重要施策も含めて予算審議の時に都度説明されていますので、財政状況については一定理解できます。

一方で将来に向けた「まちづくりの視点」や「行政への信頼」ということから見る時に中・長期の財政運営の方向性を町民に理解してもらうことも求められるのではないのでしょうか。

本町は、平成20年度から平成26年度までの7年間「財政健全化戦略プラン」を策定し、町単独事業等の見直しと経費の圧縮など、さまざまな対策を実施してきた経過も踏まえ、次の項目について町長の見解を伺います。

①、平成20年度から平成26年度までの7年間実施してきた「財政健全化戦略プラン」をどのように総括をしているのか。財政効果を含めて示していただきたい。

②、このプランの基本的考え方の中に「町民参加と地域協働」で取り組むことの重要性についても述べられていましたが、この点についてはどのように評価されているのか伺います。

③、このプランの実施によって見えてきた課題はなかったか伺います。

④、町民や行政を取り巻く状況が「財政健全化戦略プラン」実施の時から見ても大きく変化している中であって、これからの財政健全化に向けた財政運営の基本的な考え方について伺います。

以上、4点お答えをいただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「これからの財政健全化に向けた財政運営の基本的な考え方について」の4点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず1点目に「平成20年度から平成26年度までの7年間実施してきた『財政健全化戦略プラン』の財政効果も含めた総括について」のお尋ねがございました。

財政健全化戦略プランは、平成17年度に策定した集中改革プランを引き継ぎ、財政の健全化を図りながら「町民本位の、町民参加による、町民の利益を最大限優先したまちづくり」を目指し平成20年度から平成26年度の7年計画として策定しました。

財政健全化戦略プランを策定した平成20年度は、当初予算における財政調整基金、減債基金からの繰入金で2億1,200万円、年度当初の積立金残高が19億7,400万円、借入金の残高が68億6,400万円、実質公債費比率が18.8など本町財政は危機的な財政状況にあったといえます。

そういった中、計画では単年度の収支改善約2億円を見込み、計画期間で12億1,600万円の財政効果額を目標に町単独事業の見直しや事務効率化のほか経費の圧縮などに取り組んだ結果、計画した項目で14億1,800万円、国民健康保険特別会計への財源補填などの特殊要因により2億3,600万円の財政需要額が発生し、差し引き11億8,200万円の財政効果額が発生しました。

なお、計画最終年度の平成26年度決算では、戦略プランの効果もあり、計画初年度と比較し、積立金残額が22億3,800万円増の42億1,200万円、借入金残高が22億6,400万円減の46億円、実質公債費比率が10.0ポイント減の8.8と財政状況は大きく改善したと思っております。

2点目に「このプランの基本的な考えの中にある『町民参加と地域協働』で取り組むことの重要性についての評価」のお尋ねがありました。

少子高齢化社会を迎え、地域課題や住民ニーズが多様化する中で地域が自ら考え、選択し、実行するといった町民のまちづくり活動への参加やひと、ものといった限られた地域資源を活用した住民の主体的な活動が、裾野の広い、隙間の少ない町民生活の質の向上のために最重要項目と考えています。

平成23年度には「まちづくりパワーアップ特別対策事業」（くんねっぷ型町民税1パーセント活用制度）を創設し、コミュニティの活性化や町民の自主的な活動を支援してまいりました。

そういった中で、町内会、実践会の地域コミュニティ活動のほか、平成28年には大町の空き店舗跡に高齢者の交流を目的とする「サロンゆう」が開設するなど徐々にではありますが、芽が出てきたと感じているところです。

3点目に「このプランの実施によって見えてきた課題」についてのお尋ねがありました。

財政健全化戦略プランは、財源の確保を中心とした町単独事業などの見直しのほか、財

政全体の見通しを公表した初めての計画であったと言えます。

1点目に申し上げた財政効果額のほか、財政全体では依存財源である地方財政措置額の増額が図られ、平成20年度から各種の新規交付金や地方交付税では平成21年度から臨時経済雇用対策費として増額措置され、それらを活用した修繕事業を前倒し実施するなど大きく財政状況の底上げが図られています。

また、法改正によりまして耐震不適格建築物となった小学校等の耐震補強工事の実施など町民の安全、安心を守るため当初計画にはない突発的な投資事業も行ってきました。

そういった状況からは、社会経済情勢の変化は各年度予算に反映はされるものの、時間的な制約などから財政健全化戦略プランへの見直し、改正までには至っていないことが課題ではないかと思っています。

4点目に「町民や行政をとりまく状況が『財政健全化戦略プラン』実施の時から見ても大きく変化している中であって、これからの財政健全化に向けた財政運営の基本的な考え方」についてのお尋ねがありました。

本町の財政状況につきましては、各種財政指標は良好な数値を示し、全道的にも中間より上位に位置しています。

3点目の回答でも触れましたが、本町の自主財源は約3割と脆弱な財政基盤にあり、国の地方財政措置額によって大きく財政状況が変動する要素がございます。

「国の骨太の方針」では、平成30年度の地方財政の一般財源を平成27年度と同額を確保することが示されていましたが、本年度の普通地方交付税の決定額は平成27年度と比較して2億5千万円の減少となっています。

そういった状況下で、財政健全化に向けて、国の地方財政措置の減額に耐えることができる基金造成、各種財政指標を基準内に抑え、特に投資事業と公債費負担のバランスを考慮した実質公債費比率を10%台前半に抑えることなどを基本に毎年度予算編成の中で、財政運営の基本的な方向性をお示ししています。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（西山由美子君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、大体この最初の答弁で粗方のところが答弁されていますので、あとは本当に特別多くある訳ではありませんけれども、再質問ということで何点かお聞きしたいと思います。

まず一つ目は、特に財政健全化戦略プラン、これ26年度で終了していますけれども、これに関わって一つ、二つ、ちょっと質問をさせていただきます。

まず一つは、この戦略プランが26年度に一応終わりました、その結果について、実績ということで、正直私自身もちょっとこう見過ごしていたところもあったんですが、この前、企画財政課の方にお伺いしまして、ちょっとわかったことでもありますけれども、いわゆる実績についての総括というか、いわゆる数字的なものがこういうふうになりましたということが、例えば2015年、平成27年の12月のくねっぶ広報に健全化プランの項目に従って、こういう取り組みをしますよという五つの大きな分野で取り組んでいきますけれども、その分野ごとの効果について、広報で示されておりまして、そしてそれに基づいたコメントも含めながら町民に理解をしていただくと。こういうふうになりま

したということを示しているなということにはわかりました。私自身が思ったのは、これはもちろん大事なこと、数値的なことで非常に大事なことなんです、本当にこの効果というのは本当に思った以上に頑張ったんだなという思いがします。その頑張った背景というのは、もちろん、いわゆる行政側独自の、いわゆる例えば効果的な行政運営の確保と経費の圧縮というところでの頑張りというのは、いわゆる職員、身内の頑張りということかなと思っています。

次に、町単独事業などの見直しと経費の圧縮、これについては結構大きな財政効果を見込んでいまして、効果実績も非常に高い、8億8,200万円、思った以上に効果が出たと。あるいは次の施設利用サービスの見直しと経費の圧縮ということで、これも当初の予定よりも多く効果が出ています。こういう私が思うのは、もちろん行政、いわゆる職員の皆さんや町長、副町長含め、そういう行政内部での努力もさることながら、町民に対するお願いをして、こういう形で生んだという、そういうものに対する総括というのかな、思い、何て言うんですか、そこにどうこの健全化戦略プランの果たしてきた中身をお知らせしてきたかということというのは、もっともっとこう大事にされるべきではなかったのかなというふうに思ったところです。先ほどの3点目の回答の中でもちょっと触れられておりましたので、いわゆる課題の中にこういうことがあると。そういうことで出ていましたから、気付いていらっしやったのかなというふうには思いますけれども、もしかしたら、こういうことが非常に大事な部分でなかったかなというふうに思っていたところです。特にこの戦略プランというのは、私もこれ平成20年度、当時議員になってすぐの頃だったんですが、本当に多岐に渡る分野で一つ一つの項目ごとに、こういうことでこれを見直していくとか、削減するとか、廃止するとか、もうすごいボリュームのある計画です。これのインパクトというのは、やはり結構あったんですよ、町民サイドから見ても、そういうお話も聞きましたけれども、本当に結構インパクトのある、ここまでしなければ訓子府は、当時夕張の問題とかありましたから、本当に再建団体に陥るのかというふうな思いも含めてあったと。でも26年度まで行く間も含めて、ちょっといろいろ多少の見直しも含めてあった訳で、その中で私のところに何点か、この近年も来た、26年度以降でもそうだったんですが、この戦略プラン、一緒になってみんなとやってきたと。職員も含め、町長も含めやってきたと。ただ、その中で例えば町長の給料の問題、あるいは副町長を置かないという問題、これに対しての報告というのか、なぜそうなったのかをもっとこの財政健全化戦略プランの総括の中で、その置いたことが悪いとか、給料を元に戻したことが、完全に戻っている訳じゃないんですが、やっぱりそこら辺の説明というのは本来あれだけのことをしたんだから、26年度の終わった時点でやっぱり町民にしっかりとどうだったのか、その経過も含めて、そして結果こうなっているということであつても良かったんじゃないかという話、たくさん聞いている訳じゃありませんけれどもありました。そして平成25年、何年だったかな、私のところにも、ちょっと一つ、二つ、こう手紙みたいのが来て、特に副町長を置いたことと、町長の給与を基に戻した、戻すというか、そういう部分も含め、その時になんで、したらその住民負担というか、住民も町長も負担した部分についての見直しのあり方についての言及がなかったのかと。説明がなかったのかということも含めて、これは非常に広報の難しさというのもあるんですが、そういう声もいただいたんですが、町部局として、町長も含めて、町の方にそういったような声とか反応とい

うことが届いていなかったかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま財政健全化戦略プランの実績および総括、町民に対する、そういった部分のご質問の最後に町長給与の問題と副町長設置の問題について、町部局にそういった部分が届いてなかったのかというご質問だったと思います。基本的には公の部分でそういった声は寄せられていなかったというふうに認識をさせていただきます。

○副議長（西山由美子君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） なかったということで了解はしますけれども、いずれにしても公の部分ではなかったとただ我々議会も議員も、単年度の予算、この期間ね、予算を審議して予算を決めていく中では、その時々、その都度の財政の、いわゆる行財政ですか、何をどうするかということも含めた予算付けの中で十分議論もしてわかって、ああなるほど、それだったら必要だろうとか、それは当たり前、いいんじゃないかということやってきた経過はあります。それは十分なんです、この戦略プラン全体を終わった時点での、やっぱり何て言うのかな、この戦略プランってやっぱり相当インパクトあったんで、そういう部分も含めて、特に利用料の問題含めてありましたんで、そういうことからいくと、やっぱりそういうものも本当に必要ではなかったのかなというふうな思いでいます。なぜそういうことになって、ちょっと思ったかと言いますと、やっぱりこれからの財政のあり方、いわゆる行政の信頼といいますか、そういう点でやっぱり関わりが出てくることもあるんじゃないかというふうな思いがしております。それは一つ具体的に言いますと、これまでこども園、スポーツセンターの問題ありました。いろんな議論ありました。それも私もわかりますし、町民の中から出てきてぶつけられたこともあります。でもそういう声が出てくる背景に、やはりもしかしたらそういう部分で十分な対応、なかなか大変なんだけれども、対応というか、いわゆる節目できちんとすることがされておれば、もうちょっと違った受け取り方も含めて町民の中からの理解も含めてあったのかなというふうに思うんでありますけれども、そういう点についての考え方に対してはいかがでしょうか。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） まずですね、3点目の答弁で申し上げましたように、行政上の努力、あるいは関係機関の中で、その効果等については財政健全化戦略プランの実績等含めて、私どもなりに広報やいろいろな形で努力してきたということは事実であります。それが対住民に対して果たしてどこまで理解をいただいたのかという点については、やっぱり反省しなきゃならない点だということは私どもの3点目の答弁でお話をさせていただきました。例えば副町長を置かない、それから私の給料を50万円から63万円に戻した。そしてその経過については、その時々を構成する議会を含めて説明をさせていただきました。すなわち4年間の中で平成21年度で訓子府町は倒産するという合併時の議論がありました。そしてさまざまな財政資料を出していきましても、そのためには、自立していくためには何が必要なのかと。それは相当の不退転の決意をもっていかなければならないだろうということで、私はあえて政策の中で副町長を置かないという政策をとりましたし、また私の給料を50万円以下にするということのマニフェストで約束をさせていただきました。これは4年間やってみて、一体どうなったのかと。これは議会からもそうでしたし、多くの町民からも町長が全て決裁を含めてやることに対するやっぱり不便さと直接町長と

だけやらざるを得ないという状況をもう解消してはいいのではないのかという声の中で副町長を置かせていただいたし、それから報酬審議会の中でも何度も申し上げていましておりご意見をいただいて、私は実質的な状況の中で65万円の当時決断をし、そして副町長と教育長は元に戻すと。そして議会にも予算審議の中でもご理解いただいて、こういったような2期目から走り出したと。もちろん3期目もそういう時々動きの中でやっぱりやってきたということが事実でありますので、これは最高の議決機関である議会を含めて予算審議の中で私たちは隠すことなく考え方を述べながら説明をした考え方をもっています。それからこども園とスポーツセンターもこれももう本当に情勢が大きく変わっていく状況の中で一つは補助金が全然ない中で、それをどうやって確保していくかという中で、やれるかやれないかという状況の中で議会やあるいは入札等も含めた状況の中であの施設は出来上がってまいりました。すべて8億円でできるって言ったのが4億円プラスになって外構も含めて12億円になったと。それから私の3期目のマニフェストにスポーツセンターの建設については掲げておりましたが、財政的な問題とそれから私の3期目の政策でスポーツセンターをどういうふうに位置付けるかということは、ですから3期目の立起表明というのは年を明けて2月に私はさせていただきましたけども、ということを含めて決断をしたと。すなわちそれは財政状況をどうやって乗り切れるかということと、それから危険な状況の中で子どもたちや、あるいは町民のスポーツの振興にその施設を置く訳にはいかないという決断をさせていただいて、かなりいろいろな議論をいただいて、そして説明を開催して実施してきたという経過があります。これで十分なのかと言われると、これはどこまでが十分なのかということでは言えませんが、まだまだ町民の中にもそういったことに対する不十分だと、どうしてよという意見はあるということも承知しておりますけども、これはご理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（西山由美子君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、町長が答弁されたことも含めて、本当にそういう部分について、私たちは非常に理解をできるし、そういうやり取りもしてきていますんで、本当に当事者としての立場になってしまうということからいけば、そのとおりなんですけれども、やっぱりそういうこととはまたちょっと視点を変えて先ほど言ったように、この戦略プランそのものの、こういうふうになってきたと。これはこういう努力もあって、こういう結果で、そして財政的な状況もこう変わってきたということも含めて、やっぱりその部分のまとめた、戦略プランに対するまとめた総括というか、そういうものを町民に思い切って言うことが、本当はあれば、例えばみんなやっぱりそれぞれいろいろな意味で心配をしながら、例えばさっき出てきたスポセンの問題、こども園の問題も含めて、決して悪意じゃなくて、善意で心配をしながらということも含めて考えると、そこら辺での何て言うのかな説明というのがやっぱりなかなか大変ではあるけども求められてきたのではないかなというふうには思っているところです。それでこの、もう済んでしまった財政健全化戦略プランのことに關してはそういう部分での私自身の教訓というか、何かこうくみ取らなきゃならないことがそういうところにあったのかなということと、もう一つが先ほどの答弁の中にもあったように、あったと言いますか、町民との協働、町民参加と地域協働という部分ですね、これがやっぱり今言ったようなことも含めて、先ほど言ってきたことも含めてすんなり評価される方向に本当になってきたのかなという部分では、ちょっと私の中で

は疑問符が付いてしまうところも個別にはあります。ただ、これはこれからの運営というか、これからの問題としてどうそれを対応していくかということで頑張っていかなきゃいけないのではないかなというふうには思っていますけれども、次のこともありますのでいきますけれども、これからの財政運営の基本的な考え方についてですけれど、これも答弁の中でもありましたけれども、まず何て言うんですか、もうちょっとこう、当然財政の考え方、財政運営の基本的な考え方ということと合わせて第6次の総合計画作っています。それに基づいた、いわゆる町をどうしていくかという、そういうビジョンも含めて示されていますけれども、そういうものをやっぱり財政運営の中でも、いわゆるまちづくりという観点に立って考えた時に、非常に町民に発信する大事な部分を、何て言うんですか、今一度ちょっと考えてもらえないかなというふうに思っているところです。それはやはり第6次の総合計画で「ちょっといいねがたくさんあるまち」のように出てますけれども、そういう部分でビジョンを示されてはいるんですけれども、一方で10年間ですから、10年間はいいいだけけれども、もう一つ実施計画のような重点プロジェクトのように3年間刻みで、もっと具体的に、より具体的な政策として出していますから、その部分をもうちょっとこう町民の中に財源の何をするのか、何をどうやっていくのかということも含めて町民の中に早めに広報していくということが必要になってこないかなというふうな思いがしているところです。これはやっぱりそこが欠けてしまうと、なかなかそこら辺の3年間の実施計画、ローリング方式でいきますから、3年、3年でいきますんで、直近の方向を皆さん方に知ってもらおうという意味では極めて意味があるのではないかなと思いますので、そこで財源のきちんとした内訳、確保も含めた、もっとわかりやすいものを示していければなおさらいいのではないかなというふうな思いもしているところでもありますけれども、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） スポーツセンター建設の時の一例を挙げたらですね、財政指標とこれからの財政を見通しを企画財政課の中では、もうかなり努力をしてわかりやすいグラフ化をしながら各実践会・町内会、あるいは団体等に説明をしながらですね、この10年間なり、5年間の見通しを立てていったということも、おそらく今までもですね、町政の中でそういったことというのはやってこなかったのではないかなと私は思いますけれども、だから財政はもちろんですけれども、教育委員会も含めて最低限の努力をしながら、今回の施設のことについてはやってきたというふうに私は考えております。今10年間の中で財政は大丈夫だという見通しを含めてですね、こんな計画があつて大丈夫だということについてはですね、今、まちづくり参加条例を計画しています。これはまちづくり推進会議でも多々いろんな問題については諮ってまいりましたけれども、今、議会の方でも年2回の説明会をやったりとかいろいろやっているふうに聞いておりますので、含めてですね、地域的な説明会や、あるいは状況によっては懇談会等もですね、まちづくり推進会議をこれからどうするのかということも含めた議論というのを当然内部的にもしていかなきゃなりませんし、何らかの形でそういう参画する、そういったものをみんなに諮っていくという組織化、体系化というのをやっぱり作っていかなきゃならないんじゃないかと私は考えていますけれども、これからの詰めになると思います。

○副議長（西山由美子君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） おそらくそういうことが今後、議会も含めてになるかもしれませんが、町民に対しての説明責任も含めて求められてくるのではないかなというふうに思っています。あともう一つ最後にこの関係で一つだけちょっと考え方を聞いて終わりにしたいと思うんですが、先ほどもちょっと言いましたけれども、この行財政運営については、やっぱり町民の方たちに行政に対する信頼をもらうためにも、やっぱり前提というのがあるような気がするんですよ、それは何かと言いますと、もっとわかりやすく言えば、財政をどう運営していくかということ。あるいは行政をどう運営していくかということの一つにはやっぱり欠けてはいけない、特にこれからいろいろな状況から鑑みても、自治体の役割というのはやっぱりあると思います。これはもういわゆるその町に住む人たちの命と暮らしをどう守っていくかという最低限のこと。これはもうぜひやらなきゃいけないことだと思うんですが、そういったことも含めた自治体の役割だとか、町の、先ほどから言っていますように、将来像だとか、そこに向けてのどう作っていくのかという計画なんかも含めて、これをやっぱり特にこれからの財政運営の中でははっきりしていかなきゃいけない中身になっていくのではないかなというふうに思っているところであります。これは先ほどから出ているこれが十分にいかない行政と町民との協働という問題がやっぱりなかなか作れていけないことにもなっていくのではないかと思いますので、ぜひそういった観点も必要にならないかというふうに私は思っていますけれども、これについてのちょっと答弁をいただいて、この質問は終わりたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 自治体の役割というのはですね、財政中心主義というよりも、むしろ命や暮らしや生命、福祉優先、経済優先の状況の中でどうやって町を維持し発展させていくかという中で財政はその上で可能な限りの健全化を図りながら私は進めていかなければならないというふうに思っています。少なからず今の段階で政府のさまざまな指標を見てみますけども、人件費比率が高いということを除いて、うちの町は極めて健全な状況で今あるということは、私は胸を張って言えることではないかと。今回スポーツセンター建てて15億円の金を使うということになりましたけども、これもいろいろな議論ありましたが、9億は起債が大体今日承認されたという連絡がありましたので、過疎債になったと。そうすると70%は交付税で戻ってくると。残り3割が自主財源とかって、いろんなことありますけども、何としてもですね、そういう財政的な行政はやっぱり安定的な状況をつくりながらですね、そのさっき冒頭申し上げました、工藤議員からも言われましたまちづくりの基本をどうやって進めていくかということの真価が問われていくのではないかと。その点では極丁寧なですね、説明がこれからももっともっと求められていくのかなというふうに私は思います。当然議会も基本条例ができた段階で地域での説明や町政運営に対する議会としての立場上のいろいろなご意見をいただくということも宣言している訳ですから、私どもも行政として町民主体の行政をどう作り上げていくかということが今こそ一緒になって必要な時期が来ているのではないかなというふうに思いますのでご理解賜りたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 次の質問に入っていきたいと思います。

二つ目の質問でありますけれども、多面的機能支払交付金事業についてということであ

ります。

農業・農村が持つ多面的機能の適切な発揮と、担い手の育成等構造改革の後押しを目的に平成26年度に創設された多面的機能支払交付金が今年度で5年目となることから、これまでの活動実態の把握や効果の検証などが北海道でも実施されると思います。

このことを踏まえ、次の項目について町長に伺います。

- ①、この事業の効果をどのように捉えているのか伺います。
- ②、この間の事業実施から本町としての課題は見えてこないのか伺います。
- ③、次年度以降の事業にどのように取り組んでいく考えか伺います。

以上です。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「多面的機能支払交付金事業について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず1点目に「この事業の効果をどのように捉えているか」とのお尋ねがございました。

この多面的機能支払交付金事業につきましては、平成18年度に前進である農地・水・農村環境保全向上支援実験事業を西富地域で実施し、その後、事業名の変更もありながら、平成25年度まで6地域で活動組織を立ち上げ事業に取り組んでまいりました。

平成26年度からは、現事業である多面的機能支払交付金事業となり、町内全域の農用地を対象とした広域活動組織として「訓子府町広域環境資源保全会広域協定運営委員会」を設立し事業を実施しております。

事業の取り組み内容は、農業農村の多面的機能発揮のため、地域の共同活動、農業生産活動、水路や農道の保全・長寿命化を支援するため、農用地、農道、水路の草刈、土砂上げ、鹿柵の簡易補修、融雪剤散布、表土流亡対策などを実施しております。

お尋ねの効果につきましては、地域の共同作業活動体制が構築され、自分たちの地域内の身近な諸問題は地域全体で解決していく気運が醸成され、町全域できめ細かな草刈作業や排水路の土砂上げを計画的に実施することにより、施設の保全、災害の抑止、農村景観の向上が図られるなどの事業効果があると考えます。

また、財政的な部分で申しますと、事業が実施される前は、町単独費により実践会や河川愛護組合が実施する道路、河川の草刈、土木作業に対する負担や、町直営の維持事業で実施しておりました排水路の土砂上げ、雪割り作業、草刈作業を地域の共同作業として多面的事業で実施することにより、費用の節減とともに地域課題の自主的な取り組みなどの意識醸成が見られていると感じています。

2点目に「この間の事業実施から本町のとしての課題は見えてこないか」とのお尋ねがございました。

訓子府町では、広域環境資源保全会の下に実践会ごとの保全会があり、地域ごとに課題や事業内容、予算を協議して進めており、全体的な事業内容、予算などについては全体保全会の運営委員会や総会で協議をして進めておりますが、行政としても補助事業の窓口である農林商工課が中心となり、建設課も協議に加わり一緒になって事業対応をしているところです。

現対策で見えてきた課題としては、多面的事業の交付金は対象農用地面積を基に算出され、全体の共通経費を除いた交付金を各地域に配分しておりますが、事業費に余裕のある

実践会と余裕のない実践会、また地域内で管理しなくてはならない施設の状況により、どの事業を優先し予算執行をするかなど、地域格差が生じてきていると認識しているとともに、近年各実践会居住者の高齢化や非農家の増加によって共同作業への出役や考え方など、地域内においても現実的な課題があると考えております。

また、各地域で行う共同作業の実施時期が集中することや、大雨などによる災害発生後早期に作業実施を必要とする場合など、業者、重機の手配がスムーズに行われないことも課題の一つと考えられます。

3点目に「次年度以降の事業にどのように取り組んでいく考えか」とのお尋ねがございました。

現在の事業は平成26年度から5年間の期間として創設され、今年度が最終年となっております。

次期対策については、国は事業継続をすると聞いてはおりますが、交付金単価や事業内容の変更点など詳細な部分は現時点では不明となっております。

この多面的機能支払交付金事業は、さまざまな効果が期待されるため、次年度以降も後継事業を推進するため、先ほども申し上げました課題を解消していけるよう行政としても保全会と協議を進め協力してまいりたいと考えております。

以上、お尋ねがありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（西山由美子君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、これも一つ、二つ、ちょっと再質問することになりますけれども、この事業の効果についてだとか、課題についても今の答弁の中で示されておりました、私も自分はこの事業で草刈だとか、いろんな形で事業にも参加している中でちょっと感じたことからちょっと話をしていきたいんですけども、やはりこの効果というのは、なかなかこういう状況の中であって、この地域の中で若い人から一定の年齢になる人たちも含めて、地域の環境を何とかしようということで、できるところから総出でこう事業をやっていくと。これは単に周りの環境がよくなるからということももちろん大事な要素であります。大事な点でありますけれども、そこに集えてさまざまな意見交換ができたり、あるいは一緒になって力仕事して汗をかくということについて、やっぱりこれはちょっとなかなかそう数字で得たとか、あるいは金銭で図れない効果というものもやっぱり感じるころはあります。そういう部分でいきますと、非常にこの事業というのは本当にこれなかなか大変だから、こんなのどうなんだという、最初はちょっといろいろありましたけれども、何年間かやっていく中でやっぱり徐々にその地域の中でもそれが当たり前のようになって、この事業を使いながらこういうことをやるということの意味というのはみんなこうそれぞれ理解されてきているのではないかなというふうに思っているところです。ただ、やっぱりこれからのことを考えると、これは5年ですから、平成30年度で一応終わるんですが、次の新しい取り組みの中で思うことは、まず一つは事業の公平感をどう担保していくのかということが非常に難しくなっているような思いもしているのも実際あります。これ答弁書の中にもありましたけれども、当然これは各地域の保全会に対して、その該当する農地の面積に対する単価を掛けて金額が算出されて交付されるという形になります。そしてそこでやるさまざまな事業に対して交付をするということになるんであ

りますけれども、何て言いますか、やっぱりこの地域の状況がやっぱりちょっと違うこと
によって、何て言うんですか、決して公平感がないという訳ではないんですけれども、な
かなか大変なことをやっているけど、思った割にはどうだ、大変だよなという、やっぱ
りそういうふうなこともあります。これはこの事業の中で当初1割の共通経費という形を
5割にしたということもありますから、そういう中で全体を網羅した。いわゆる公平感を
どう作っていくかということの努力も含めて各保全会の委員会の中でも相当な議論があり
ながら、こういう方向を決めていっているのではないかなと思うんですが、そういうこと
もやりながら進めてきていることについては、やっぱり今後さらにそういう部分の課題解
決が求められる部分がないのかなというふうに思っているんでありますけれども、先ほどの
答弁の中でも、いわゆる事業の担い手不足というのかな、これだとか、いわゆるその原
因としての高齢化というのか、そこに住む人たちの高齢化の問題、これについて担当する
課あたりではどういうふうに保全会の方からそういう声が上がっているのかどうかも含め
て、答弁の中にも出てますから、当然あったんだろうと思いますけども、それにどう対
応しようと考えているのか、その対応も含めて考え方があれば、ちょっとお伺いをしたい
と思います。

○副議長（西山由美子君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、多面的の部分でのご質問の中で、まず公平感
の問題でございますけども、これは議員ご指摘のとおり今の制度では農地の面積に国が示
された単価を掛けまして各地域の交付金を算出し、各地域でそれを使っているいろいろな活動
をしていただいているということでございますので、農地面積によりまして、やはり多い
地域、それから交付金の少ない地域、これはどうしても出てくる部分でございます。

それとあと地域の状況が違うという部分、これについては議員のご指摘のとおり、やは
り排水路ひとつにしてもですね、上流の地域の方、それから排水路の下流の地域の方、そ
れによりまして当然土砂の流出、雨によります被害、当然変わってきます。それから傾斜
地、平坦地、そういう部分でも当然状況が変わってきていると。そういった中でも公平感
という部分に関しましては、やはり地域の状況によつての配分ではありませんので、なか
なかそれに対しての公平の部分というのは難しい部分かというふうに思っております。

それから共通経費の中の1%から10%、これにつきましては、大まかな部分で言いま
すと融雪剤、それから緑肥の費用について、今まで各実践会に任せまして各実践会の方に
配分しておりましたが、それが道の指導によりまして、一括で購入、一括での配分とい
うことになりましたので、その部分に関しまして、大きく5割の部分ということで共通経費
を増やしたという経過でございますが、それから地域の中の課題の一つ、担い手不足、そ
れから高齢化不足につきましては、これはもう議員のご指摘のとおり状況が変わってき
ております。非農家が増えてきている。それから地域の中では若い人が戻ってきている地域
もありますし、中にはなかなか若い方が戻ってこない。戻ってこないと言ったら変です
けども、就農されない地域もございまして。やっぱり高齢化の部分もございまして、そ
ういった中の課題の対策としまして、農林商工課なり町としましてですね、なかなかその
課題をどういうふうに解決するかというのは、今のところ糸口というのは見えない状況に
あるかというふうに考えておりますけれども、これにつきましては、やはり地域の中での
要望、意見、そういう部分を全体の保全会、それから町、農林商工課も含めて、建設課も

含めてですね、そういった中でいろいろな部分を聞きながらどういうふうに解決していけるのか、これについては次期事業の政策の中でですね、やはり考えていかななくてはならないというふうに考えておりますが、今の段階ではですね、それをどういうふうに解決するかというのはなかなか難しい部分がございますし、やはり皆さまの地域の中での共同作業、自分の地域の中での課題は自分の地域の中でできるものは解決していただき、できないものは行政なり、そういう部分に委ねていただくというようなことで今後も進めていくというふうになるかと思っておりますのでご理解願いたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） これまでは何とかこなしてきたという状況にはありますけれども、何人かから話を聞く中では、特に地域によっては若い人がいないというか、いても農地をどんどん広げていって、こういう草刈だとか、河川の土砂上げだとか、いわゆる伐採だとか、そういうことに関われる若い人たちがそんなに余裕がなくなってるだけけれども、これを一体どうしたらいいんだべっていう話も結構地域によっては出てきているという、そしてそこはやっぱりいろいろな意味で、より管理をしなきゃいけない部分の人たちがやっぱりわかっていながらなかなかそういうことに対応できるような状況にない。もう一つやっぱり非農家になっていく人たちが、そこにはやっぱり多くなってきているということも含めて、これは何とかこの事業を継続していくのであれば、その辺について行政の方も、もちろん一番考えてやるのは、保全会として、委員会、訓子府として保全会の委員会のようなありますよね、事務局を置いて、その中でみんなで役員の中で相談してやっていくことが一番民主的でもあり、一番いい方向なんだと思うんだけど、なかなかちょっと知恵が出てこないんで、その辺については行政側もぜひその辺についての、何て言うんですかね、支援というか、直接こう手を、作業するということがなくて、いい何か考え方があれば、いわゆるこのこういう事業の中の工夫でできることがあれば、それをやっぱり、これをやっているのは農水省でありますから、そういうところにこの事業の内容も含めて、もっと柔軟な対応ができるような、そしてできれば事業期間ってこれ一定程度決まっていますのでね、事業期間の延長も含めた、そういう見直しも含めた声が必要にならないのかなというふうなことも言われておりましたので、その辺も含めてこれからについては求められてくるのではないかなというふうに思っているところです。この点についてどうなんでしょうか、訓子府として、行政として例えば振興局とか道の方にこの問題で要望を出すとか声を上げるということではできるのかどうかも含めてちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 農水省と道庁、あるいは総合振興局に対しても意見を言うことはもう全然支障ありませんし、言える立場にありますから、それは言います。ただ、今この事業は継続して実施すべきだということの、5年間という期限が切られていますから、これを平成31年度含めて継続してほしいということは、これは全国的な要望として出てきているんじゃないかと。議員も冒頭申し上げましたように、この事業のやっぱり成果っていうのはですね、定期的に評価していいのではないかと私は思っています。訓子府全体で9,200万円の金が出ている訳ですよ。国が2分の1、4分の1、4分の1、北海道と訓子府町が金を出して9,200万円をさあ事務局を設けてこれを面積による配分と、そ

してこれをどう使うかということで、かなりあれだと思えますよ。自分たちが代表を選んで、そして役員を選んで、事務局は農協出身の芳賀君があそこで事務局長やりながら、そして金子さんという女性を置きながら、そして丁寧に地域に説明に向いて課題もいただいて、そしてさっき言った10%か50%も含めてやっている。高齢化の問題をどうするかということは、これからまた私も協成、私も重要な一員でありますから、一緒に草刈やったりいろいろなことをやっていますけども、その状況、状況に応じてどう解決していくかというのは、私どもも傍観はできませんけれども、やっぱり地域の役員たちや住民の皆さんの力に依拠したいという、すべきでないかっていう私はこういう制度っていうのは思うんですけども、さらに高齢化の問題とか課題があれば事務局からも話を聞きながらですね、対応してまいりたいと思いますけども、まずは基本は継続とそしてまた個々の課題を一つ一つ、地域代表者の皆さんとともに解決していくというスタンスを変えない方がいいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） わかりました。ぜひこのおそらく農水省の方でもこの中間評価というのを昨年あたりやっている、昨年、一昨年あたりかな、3年目ぐらいでやっているはずなんで、そこでもいろいろな意見が全国からも寄せられて、新しい事業の実施に向けてどうするかということを今やっているようなことも聞いていますけれども、いずれにしても内地府県のような、そういう部分の声というのを結構反映されているんですよ、いわゆる小さな集落で独特の景観をどう守るか、あるいは棚田をどうするかと。ただ北海道のような本当に規模の大きなこういう状況の中での多面的機能をどう守っていくかということについては、これまたちょっと違う次元の部分もありますので、非常にまた特殊なやり方もしていかないと、いわゆる担い手が育っていかないとということにもなりかねないのかなというふうにも思いますので、北海道の持つ特殊性も含めて、やっぱり見ながら進めていって意見を上げていっていただければいいなというふうに思っています。

それともう一つはやっぱり最後になりますけれども、特に災害この頃多いんですけれども、小河川、特に下流域における小河川、これは保全会では土砂上げが基本なんです。それしかできないんですけれども、そのときの重機の手配も含めて、これも答弁書の中で課題というふうになっていますけれども、やっぱりこれらについても、なかなかそうバッティングして、地域が来てほしいときになかなか来れないということも含めて、何とかこう改善していかなきゃならない課題かなというふうに思っていますけれども、その辺について、もう一度ちょっと答弁いただければいいかなと思っております。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） これはですね、私どもの町だけではなくて、重機、それからドライバーを含めたですね、人材の確保というのは非常に近々の課題だということは今さら言うまでもないということでもありますから、今うちの町で言いますと山田産業を中心にしながらということになっているようですけども、さらに広げる、安定的にそれらを確保できるかどうかという可能性を含めてですね、やっぱり検討していかなきゃならないだろうというのが1点です。

それから後継者の問題等も課題も含めてですね、やっぱり事務局中心になってですね、各保全会の役員たちで議論をし、そしてこの制度そのものに何を今求めていかなきゃいけ

ないのかということの集約的なことも含めてですね、5年ですから、やっていかなきゃならないんじゃないかなと思いますので、そこはちょっと事務局とまた私どもの方で相談をさせていただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで午後3時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時 5分

○副議長（西山由美子君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、10番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。一般質問に入る前に先日の胆振東部地震で命を落とされた方にお悔やみを申し上げますとともに被災された皆さまにはお見舞いを申し上げたいと思います。1日も早い再建、復興を祈っております。

それでは通告書に従いまして、私の一般質問をはじめてまいりたいと思います。

町政3期目の成果と反省および今後の諸課題について。

菊池町政3期目は約半年を残すまでになりました。

秋を迎えると来年度予算の編成事務も始まり、それは改選期へ向けた骨格予算編成となります。

12月定例町議会では、やや遅きに失すると思いますので、町政3期目の成果と反省および今後の諸課題について町長に現時点におけるご認識を伺いたいと思います。

なお、質問がご覧のとおり多岐に渡っておりますので、改選期を迎えるということもありまして、現職町長として今の思いの大筋を伺いたいことから、詳細な内容まで求めておりませんので、簡潔なご答弁をいただければありがたいと思います。

①、菊池町政3期目の代表的な施策の成果と反省点および今後に向けた主な課題のご認識について。

②、町民優先、生活重視の施策に立ち返るため、私が代表的と考える以下の取り組みに対するご認識についてお伺いしたいと思います。

一つ、一般の在宅高齢者を見守り、支援する具体的な施策。

一つ、人口減少に歯止めをかける効果的な施策。

一つ、町民と町に活力を生む新しい図書館の建設。

一つ、町づくり町民参加条例案の施行までの対応。

一つ、商店街の消費拡大と消費者支援の具体的な施策。

一つ、生活や産業を下支えする上水道と小河川排水整備の今後の予定について。

以上、お願いいたします。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町政3期目の成果と反省および今後の諸課題について」

2点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

まず1点目に「町政3期目の代表的な施策の成果と反省点および今後に向けた主な課題の認識について」のお尋ねがございました。

私は、3期目の町政を担うにあたりまして、五つの柱を中心としたマニフェストとして掲げさせていただきました。46項目に及ぶ施策は町民との約束であり、その一つ一つが重要な施策であると認識しているところであります。

議員からは代表的な施策というお尋ねでございましたので、私が町長就任以来、大きな柱の一つとして取り組んでいる「子育て支援」では、待望の「認定こども園」が開設し、現在159名の園児が入園しています。そのうち全町の3歳未満児の44%が入園するなど活発な活動を行っているところであり、他市町からは町内の住居を決める前に「わくわく園」への入園申込みをするなど「訓子府で子育てをしたい」との声も聞こえるなど一定の評価を受けていると感じています。

そのほか、保育料の軽減、子どもの医療費無償化の中学生までの拡充など安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めています。

高齢者、障がい者の施策では、NPO法人「シトレイン」が建設した障がい者グループホーム「もりの風」への支援、長寿会館建設への支援のほか、第7期介護保険計画の策定をはじめとし、全町内会、実践会を対象とした認知症サポーター養成講座を開催するなど将来を見据えた活動を進めています。

基幹産業の農業の施策では、南7線整備や山林川、穂波川、用水路整備を含めた町内9地区、総事業費100億円を超える「第4期畑総事業」の進捗、畜産競争力強化対策事業、TMR事業のほか、国の新しい農業施策による農業機械導入事業に取り組むなど関係機関と連携した安定的な生産額を目指した施策を展開しています。

建築基準法などの改正により耐震強度不適合建築物となったスポーツセンターにつきましては、議会での多くのご意見をいただき現在建設中ではありますが、完成後はさまざまな世代の多くの方が利用できるような施設運営をしていきたいと考えているところであります。

また、一昨年「第6次訓子府町総合計画」を多くの町民の方の参画の中、議会の審議を経て将来の指針として策定しています。

一方では、財政健全化は大きな政策目標にあり、ハード事業の少しでも有利な財源確保のため中央省庁をはじめ北海道などの関係機関への要請などに奔走した3年であったと感じています。

その他にも、北海道横断自動車道の北見西インターチェンジから陸別小利別インターチェンジ区間の開設、さらにはJR北海道石北本線の存続に向けて全力投球するなど多くの施策に取り組んでいますが、それらの実績、検証につきましては、あらためて総括をさせていただきますと考えています。

いずれにしましても、人口減少、少子高齢化、グローバル化した経済などの全国的な課題の中、町の産業や経済を中心にしながら、福祉、教育、子育て環境の分野において世の中の動向を見極めながら施策展開することが問われているのではないかと考えています。

2点目に「町民優先、生活重視の施策に立ち返るため、代表的と考える取り組みに対する認識について」6点のお尋ねがありました。

一つ目で「一般の在宅高齢者を見守り、支援する具体的な施策」についてのお尋ねがございましたが、配食サービス、愛の声かけ事業、民生委員、地域担当職員の訪問見守りのほか郵便局や北海道新聞販売店などの事業者との見守り協定による在宅高齢者の見守りを進めているところであります。

また、一部ではありますが、地域でのさりげない見守り活動を行っていることもお聞きしていますので、地域単位の福祉活動への支援も必要と感じています。

二つ目で「人口減少に歯止めをかける効果的な施策」についてのお尋ねがございましたが、平成26年5月に日本創成会議の人口減少問題分科会の報道発表による消滅可能性都市、農村消滅を契機に大きくクローズアップされた問題でありました。

地域の人たちがゆとりと夢を持ち、町で安心して暮らすことができる、安心して子育てできる施策を通じた環境整備による町の魅力の底上げが人口減少抑制につながるものと考えていますが、多くの社員が通勤する町内企業との連携をさらに拡充し、民間の活力を借りた住宅環境整備も必要に感じています。

三つ目で「町民と町に活力を生む新しい図書館の建設」についてのお尋ねがございましたが、ご存知のように平成23年度の町政執行方針で建設位置を表明し用地整備に着手しました。

新図書館は、「たくさんの本との出会いと快適な空間を提供し、町民の暮らしに寄り添い、学びを支援する」ことを基本とした環境づくり、機能づくりが必要と考えています。

四つ目で「町づくり町民参加条例案の施行までの対応」についてのお尋ねがございましたが、町の将来は町民の総意で決めていく、誰でも参加して決めることなどの「町民参画」は私の大きな政策の一つであります。現在実施している「まちづくり推進会議」を中心に1点目で触れました第6次総合計画策定、スポーツセンター建設に関する町民との意見交換などを実施してきているところであり、条例提案に関わらず町民参画を進めていく必要があると考えています。

五つ目で「商店街の消費拡大と消費者支援の具体的な施策」についてのお尋ねがございましたが、私も25年前に商店街近代化事業と街並み整備事業に携わり、商店街振興の困難さは認識しているところであります。

商店街振興につきましては、商店街等活性化推進対策費支援補助金をはじめとして住環境リフォーム促進事業の実施など消費拡大につながる施策を実施してきているところであり、過去にはプレミアム商品券の発行なども行ってきたところではありますが、本年度制定した「中小企業・小規模企業振興条例」の趣旨に基づいた施策や基本計画を策定する際に、商店経営主の熱意、奮起を促し、意識を高めた中で商工会が中心となった新たな展開を町が支えていくことが求められていると考えております。

六つ目で「生活や産業を下支えする上水道と小河川排水整備の今後の予定」についてのお尋ねがございましたが、水道事業については、各種管路の老朽化更新事業が喫緊の課題と捉えています。

平成24年度策定の水道ビジョンにより平成26年度から老朽管路更新事業に着手しましたが、次期水道ビジョン策定に向けて法定耐用年数に縛られることなく「中長期的に持続可能な資産運営」を基本として計画的な更新事業が必要と考えています。

また、小河川排水整備の今後の予定については、山林川、永井の沢排水川が事業中、穂

波川、川北幹線用水路が実施設計に着手、紅葉川については国営事業での採択に向けた調査に着手したところであります。

以上、お尋ねのありました大きく2点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） ありがとうございます。答弁書も答弁のスピードもご配慮いただいたんでないかなと思っておりました。

それでは、再質問を行わせていただきます。

内容がもう菊池町政そのものズバリについての内容でございますので、職員ではお答えできないことばかりだと私は思っております。町長に直接お答えをいただくようお願いをしたいことと毎度のことですが、時間の残りが見えないんですよここから。

○副議長（西山由美子君） 48分です。

○10番（山田日出夫君） 時間がいつも足りなくなる悪いくせありますんで、ご配慮いただきたいと思います。

それでは今、答弁をいただきましたけれども、おおむね読んだり、聞かせていただいて、成果が強調されて、特別反省点はないというふうに私の耳には聞こえました。想定範囲内でございますけども、自分の頭の片方では、なるほどどうなずきながら、もう一方の頭では反省もいくらかはあるのではないかなと思いつつ聞かせていただきました。

さて、菊池町政というのは、私は町政初の革新町長だと思っております、歴代町政とは一線を画して、新しい雰囲気を出しながら過半の期待を受けて登場されました。当初、福祉や教育の面で非常に目を引くものが複数ありまして、伝統的な産業振興も継承しつつ無難にこの約12年間町政を動かしてきたと思っておりますし、かけ値なしに思っておりますし、頑張っているなどは思っております。12年間で印象に残る、私の印象に残る主な施策をちょっと考えてみたんですけども、助役職の廃止、借金の減少、職員の協力があったんですけども、ふるさと納税等の行財政改革、それと町長も触れられていましたけれども、子ども医療費の無料化の拡大とかですね、述べられていましたけれども、校舎の耐震化の早期着工、手厚い学校支援、子育て支援センターの開設、児童館、こども園の建設、パブリックアート事業、これは私は異論あるかもしれないけど評価しています。それとバス、タクシーの利用券、特養やもりの風支援、多様な保健事業の展開等々、福祉と教育の施策は素晴らしいものがあるかと思えます。それと伝統の農業基盤整備、機械導入等々、農業振興策、インフラ、長寿命化、プレミアム商品券、空き家バンクや住宅改修補助は町民生活と商工業支援の両得を狙う特徴的な施策だと思っております。まだありますけどね。

一方、ちょっと町民も私も違和感を覚えたものもあるんです。もう話題に出てましたけども、何度も私も言っておりますけども、建て方や事業費、広聴などの進め方に問題を残したと思うこども園やスポーツセンター、建てることは反対じゃないですよ、全然なんでもない。でも一部ちょっと疑問があったと。個人へのちょっと後追い補助の感がありますよね、そして効果もどうなんだろうかというものに、また他の所得者との不均衡を正直言って感じるものもあるんです。これは農業者に怒られるかもしれないけども農業新規後継者補助とかですね、実際の結果を見た定住者住宅建設、それとこれも怒られるかな、店舗改修補助、全部否定はしませんよ、先ほど言ったように不均衡だったり、効果がどうな

んだらうかといろいろな点でちょっと小首を傾げたくなるものもあると。メニューがすごく揃っているけれども、町民の意見の把握に私はちょっと消極的な広聴だったんでないかという大型事業の進め方、町長随分先ほどやるだけのことはやったというようなことがありましたけども、見方を変えると遅かったり、時間がもう制約されてたり、いろいろ、100%はないでしょうけども、ちょっと気になることもありました。今うちの町で求められている町政のポイントというのは、いくつかあると思うんですよね、一つは、町民意見の尊重と把握です。裏返しですけど、それと二つ目が、人優先の施策、人口対策の急施、そして三つ目が、施策の平等性とコストパフォーマンス、たくさんあるんでしょうけども、四つ上げたんですけども、四つ目が、将来に向かう健全財政運営と。これ後でちょっと触れますけども、大丈夫だという発言はもう既にありましたけども、こういうポイントがある中で、これの四つを照らしても違和感私も含めた町民の声、伝わってくる町民の声にあるということは、認識されているかもしれませんが、あらためてかみ締めてもらいたいと思う部分であります。町長はですね、非常に頭脳明晰で、一方、強い個性ももっていらっしゃる方ですから、何て言うんでしょう、いろいろな町長なりの思惑があって、狙いがあると言うんですか、少しちょっと強引にも見えるような町政の進め方をしてきた部分もあるんでないかと私もちょっと思うし、最近、結構な町民の方がお話ししている。さっきの工藤さんの話とダブるのかどうか、ちょっとわかりませんが、私はダブるとかどうかというよりも、こういう声があるんだということでもあります。それで町長、町政、菊池町政は、2期目の途中あたりからですね、かなり僕は変質したんでないかと思っているんですね、厳しい言い方ですけど、もう出た時は、何て言うんでしょう、先ほど言ったたくさんの人に関わる政策を展開され、やられてきて、おおすごいなと思ったんだけど、ちょっとそんな感じ。それはなしてかという、幾人かの町民の話によると、どうも広聴はやっているようだけど、結局先に結論あるんじゃないのと。これ町長で権限持っていますからね、それを全部否定するのもしがかなと私はここ出身ですから私も思いますけども、先ほど話にも出てたように、広報も広聴もやり方次第では町民の理解をもっともっと得られるんでないかなと。それと突然ですね、重要な政策が町民からみたら突然降って湧いたように見えると。そしてその後はさっき言ったように、ぐいぐいと推進をする。これをリーダーシップと言う人もいるでしょう、そう言わない人もいる。それで町民は町長に、誰であってもですね、菊池さんだけじゃなくて、前の深見さんを含めて、白紙委任している訳じゃないんですよ、していないんですよ、当然議会もありますし、町長の思いはともかく、近年、今、私や一部の町民が言われているようなことをなかつたというか、そんなことはないぞと自信を持って評価できるか、自己評価できるか、手短かに結構ですから、ご発言いただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 大変難しい質問の投げ掛け方だというふうに理解しております。なるほどそのとおりという部分と、やっぱりどうしますかというよりも牽引をしていかなきゃならない部分というのはやっぱりリーダーの二面性というのはあるというのは事実ですから、山田議員の意見、質問等については、ある意味では率直に受け止めていかなきゃならない。私自身のやっぱり弱さというか、進める上での弱点でもあったという部分を指摘されたなって感じをしています。以上です。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） そうですか。否定されるのかなと思っていたんですけども、さすが町長だと思います。それで、次ですね、私、先ほども財産の話出てましたけども、健全化プランの話も出てました。少子高齢化、人口減少、過疎化が深刻な中ですね、私は今の時点というか、ここ近年というのは、本来はですね、お金を貯める時期でないかなと私は思ってたんで、率直にですね、財政素人ですから、あれですけども、それはですね、町民が心配している訳ですよ。どんどん高齢化になっていく訳で、若い人はあんまり少ないと。その中で町はやっぱり攻めじゃなくて守りの行政をすべきだと簡単にはそういうことで思っていらっしゃるんでないかなと思います。それで財政健全化プランで5、6年かけて町長はよくやりました。12億にちょっとおつりくるぐらいですかね、もちろん職員の協力があって、いろいろな見直しをされて、ああすごいなど、すごい、すごいと私は本当に評価してた。評価してたというか驚きも含めて。ただどこに来て、繰り返しになりますけども、いろいろ大きな仕事をされた。すること自体は否定は何度も言いますが、していませんのでね。仕方にちょっとあったのかなって、課題もあったのかなと思う中で、大きいことをやると、いくら過疎債といってもですね、借金したことには変わらないですよ、3割借金していますからね、その他の今まであった借金もある訳で、せっかく頑張って12億円弱を作ったことが、ひょっとしたらこの大型やるために頑張ったのって、いや、言っている人いますからね、だからさっきの工藤さんにちょっとつながっちゃうんだけど、だから、大事なことはやっぱりダブることは避けますけども、広報と広聴が大事だなと思います。それで新しい雰囲気醸し出しながら、すごい期待を受けて新しい町長が生まれて、町長はよく開かれた町政とか、町民が主役ともう私も賛同ですけども言われる。これは全く間違っていないし正しいと思いますけども、結論がややあって、ぐいぐい行くと、しかもその内容が大型の公共事業だということになるとですね、新鮮だった菊池町政、町長というか町政がですね、旧態依然とした、あれ、公共事業優先の古い町政に先祖返りしたんじゃないかなと。こういう指摘があっても全然不思議でないんですよ、どうでしょうか。手短にお願します。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） そのように指摘する人もいるということも事実ですから、町政というのは100%町長の言うとおりが正しいなんて僕も思ってませんし、今、指摘されたようなことについても感じる方もおられるということも事実だと思いますので、これは真摯に受け止めなければならないと。行政は私がやってきた新しい施策というよりも、もう老朽化と耐震化の中で、やらざるを得ないという施設多かった。それから私の町の農業は基盤整備はそういった農業の地力や基盤を継続してやっていくということがもうどの町長になっても必要なことではなかったのかと。ですから先祖返りということよりも、逆にやらなきゃならないことを継続して連担していくことと、それから今直さなければならないし、緊急の危険性の問題や幼稚園・保育所の統合という一体化の中で進めていかなきゃならないという状況の中で選択をしていったということが正しい理解の仕方ではないかなとは思っています。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 今の答弁聞いていてもですね、さすがというかうまいですよ

ね。質問に対して全面否定しないけども、ご自分の主張はしっかりされていることは非常に勉強になるなど。確かに意見が違ふし見方も違ふということでもあります。ただですね、スポーツセンターだけじゃないですよ、何度も言いますけど、進め方の話。これほどですね、町民の意識が高まってですね、行政を注目して、だけど個々の町民というのはやはりいろいろありますので、状況がありますので、大きな声にはなかなかならないけども、小さな声があつたつと湧いてきているということは、もう私が逆に驚くぐらいありますんで、今後の行政の進め方に参考にされたいのかなと私の立場としてはなかなかそれ以上のことは言えません。それで先ほど報告10号でしたか、公債費率、財政の各比率の数値の報告ありましたけども、確かに公債費率が去年の7.2から6.6に下がったということがあつて、何か安心感というか、議場も含めて、この数字を見ると多くの人があるのかもしれないけども、先ほど言いましたように、借金をしたり、大きな事業をしたら、その分何かを将来我慢しなきゃならないことは事実ですからね、そのことがあります。それと我慢すると、しないことになる。事業しないと借金もしませんから、基金積立の方にもまわるし、この率は意外と行政の仕事のやり方によっては動くものかなと思いますんで、手放しで喜んでいけないのかなと思います。10億円、貯めた10億円、儉約したっていうんですか、10億円が大型を作るためでなくて、時々耐震化も含めてですか、状況に応じてやっていくのが行政だと。言われてみればそのとおりで、そのことに誰も反論できない。そのために町長に立候補し、町長になっているんでしょから、そして議会の責任もありますからね。私が議員になっていなかった部分もありますけども、それはそのとおりだと思うけども、こういう声を今後もぜひ大事にしていただきたいと思います。

それでは2点目に移ります。大きな2点目でございます。項目六つほどありますけども、時間が30分切りましたので、なるべく効率よくできればと思っております。

まず一つ目の、小さな一つ目の在宅のお年寄りの見守りの支援。

町長の答弁にもありましたけども、地域の力というか、地域制を持ちながらも今後やる必要があるというような答弁も含まれていたかと思えます。私、前にもこれ1、2度質問しておりまして、そのほんの一部は暮らしの便利帳ということで、職員の皆さんご苦労されて、作られて配付されました。あれはお年寄りというか町民全体の生活が便利になるよということ、それはそれで目的が広くて結構だったかと思えます。穂波実践会では去年ですね会長だったもんだから、地域のお年寄り見守りの仕組みを作ったんですよ。理事会で。でも正直言って作ったままで、私、交替しちゃいましたんで、形は作ってるけど、仏作って魂まだ入っていない状態であります。ただ難しいなと思ったのは、やはり一部分で行動を起こすとかですね、誰かがこうやるっていうのは、なかなかちょっとそこまでは至っておりませんで、今後の大きな課題として箱だけ作って中身入っていない状態で残っております。タクシー利用券も内容が改善されて利用が進むことを期待していますし、ちょっと今、気にしているのは、協議体なんですよ、協議体については、私は一度も出たことありませんし、メンバーでないの、また聞きというか、その委員さんがこちらから聞いたんでもなくて、お話をしたのを複数の人から聞いたんですけど、権限や先行きが不明確で事業展開も未定で予算もよくわからない。私たちこのまま協議して大丈夫なんだろうかなんていう不安を漏らしておられました。でも協議体というのはもう全国のシステムになっていますから頑張ってくださいって言うしかございませんでしたけども、な

かなかこのお年寄りの見守り支援というのは進みそうで進まないな。保健師等の職員体制も多忙で不足気味だし、ボランティアも高齢化で不足気味、もうどんどん、よつば会なんて、うちの家内はメンバーですけども、なかなか大変です。それと地域担当職員も目的が違うということもあるでしょうし、そこで支援見舞いの実働部隊がないと思うんですね、まだですね。そこで町長もちょっと言われていたことに関係するのかどうか僕はわかりませんが、一部地域住民やですね、健康推進員とはちょっと別ですけども、協力者等々の力を借りながら、嘱託なのか臨時職員なのか僕はちょっとそこまではわかりませんが、見守りの仕組み、スタッフの配置というのはできないんでしょうかね、まず。そしてやりながら要望だとか状況を見ながら、そして協議体等々の議論も並行して平行でやっていってですね、まずは運動隊、活動隊をスタートできないかなと。100%のものでなくても。いかがですか。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） ここ3期目の中では認知症サポートですね、これをかなり組織的にやらせていただいた。それから今、協議体を作りながら地域の住民が自発的に支える輪を広げていこう。あるいはまた最近では100歳体操というのは大変な人気を博してきて、住民が自ら健康を守ろうとかですね、いろんな動きがやっぱり保健師たちの働き等によって、やっぱり出てきている。これを山田議員の言うように、見守りを含めた実働をどうさらに発展させていくかというのは、これからの課題でないでしょうか。私は近々の課題だと思っています。これは実践で頑張っている保健師たちや福祉保健課の意見も聞きながらですね、次のワンステップに入っていくのではないかなと思っています。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） ぜひいろいろな町民の力、地域の力と言ったら語弊ありますが、いろんな方の力を使って町全体で頑張っていくということを目指す素晴らしいまちづくりの一部になるのではないかなと思っています。これに関連してですね、そんなにこのことはお金かからないと思います。要はこのハートと言ったら、また浪花節だと言われますけども、ハートフルの世界だと思えますので、行政も地域住民もお世話するお年寄りも、何て言うんだらう、団子になって、理想だって言われるかもしれないけども、行政って最後は理想を追求する仕事ですからね、検討をいただければ、わずかですけども協力もするし、お願いしたいなと思います。

それでは二つ目に入りたいと思います。

人口減少に歯止めをかけるということのテーマです。

まず最初にですね、7月13日、14日の両日、小さくても輝く自治体フォーラムが我が町で開催されました。全国大会って言ってもいいんでしょうか、主催は訓子府町でなかったかと思いますが、共催なんですか。主催者側は大成功だと言うと思います。それに異論を差し挟む気はないんですが、しかし内容はやや形式的でした。私の感想です。全国の関係者のちょっとお祭りの的なですね、何か定期開催の行事のような印象もあった。うまく表現できませんけども、独特の雰囲気あったんです。焼肉の時も。あれは何だったのかまだ整理できてません。個人的には平田氏の講演会からはいくつかのご示唆をいただいたし、あれはよかったなと個人的には思っていました。この開催を町長はまちづくりや町民にどう還元するのか、簡潔にお願いします。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） あの集会は私も7回参加させていただいています。非常に今、山田議員がおっしゃったように主催者側の自治体問題研究所、あるいは全国小さくても輝く自治体フォーラム自体の事務局と進め方にも私自身も異論がありましたので、できるだけ自治体職員が参加する。広く北海道内はもちろんですが、会員だけではなくて参加できるような状況をどう作るかということはかなり私どもの実行委員会と言いましょか、私どもの方で頭を使いながらやってきたというのが一つです。それから町内の、ちょうど7月の忙しい時期でもありましたから、クノールもさることながら、農協、商工会含めてですね、ある意味では商工の店舗も含めてですね、何らかの形で訓子府町を少しでも理解していただくということの努力をさせていただいたということです。まだまだご指摘のとおり不十分だったと思います。でも現状のずっときてみている中では私はいいところまでやれたなという感じで職員の頑張りがそれを支えたなと思っています。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） よくわかりました。というかちょっと疑問になっていた部分、100%じゃないけども、ストーンとくるものがありました。それでですね、小さく輝く自治体という、このフレーズについては、私はちょっと懐疑的なんですね、自治体というのは人口と産業で基本的にはまだありますけども、大体大きなもの、これで成り立って自治体力って僕、勝手に言っているけど、他の人言っているかもしれない。自治体の力、力量が決まると。だから人口が少ないとですね、小さくしか光らないんですよ、これ私の自論です。多分、町長と違うと思う。どう光るのかということに違いが出てくると。小さくても色が違う、それをあえて言うと特色。だけど光はね、小さいまんまです。自治体力の枠を超えてでっかく光らない。私はそう思って、それで何を言いたいかというと、人口を減らさないことがまずまちづくりの基本に据えなければならない。増えないですよ。過疎過密が全国で起きて、これはもう経済の大仕組みだから変わりませんので、いかに減少のスピードを和らげるか。3年間で15人の減少が止めれたという誇らしげな指標も財政あたりから出ていますけども、もともと元数が推計値ですからね、正しいのかどうかちょっと私には。伊田課長はわかっているんでないかと思うけど、私はわかりません。いずれにしても、少しでも減らさない施策が急務だと。ここにもっともっと力を入れる、前にも質問しました。町長は頭の中にあるんでないですか。人口に直接響く直接的な具体的な、まだ大まかでも結構なんですけど、頭の中にあるのをちょっと教えてください。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず、光り輝く点でいくと、やっぱり人口の少ないところっていうのは、やっぱり限界があるんじゃないのかっていうのは、ちょっと異論が、やっぱり山田議員との考え方の違いは明確です。小さくても管内でもいっても、いろんなところで頑張っているところを見ていると、一概にそうは言えないというところが一つです。

それから、じゃ人口を増やすために私自身の施策はあるのかと。あるんでないのかと。そういうご指摘をいただきました。しかし今、私は農業を中心とする産業を確実に発展させていくということと子育て支援や教育、福祉、文化を大事にしてくということの魅力をどう高めるか以外に私の今の考えの中では特に申し上げることはない。ご理解いただきたい。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 再確認させていただいた这种感觉でしょうか。人口がですね、どんどん減っていくと、頑張っても限界きます絶対。それが限界集落というのかどうか分かりません。私、学者でないから。ただジリ貧になる。これ絶対間違いないと私は思っています。ここで論争やっても朝までかかるから、しませんけども、私はそう思っている。ただ、町長言うように、少ないながらもですね、先ほど言ったように、光の色は変えられると。そのことを町長は重視される立場でないかなと私は勝手に理解してますけども、それを間違いだとは言いません。少ないんですから、少ないなりに輝き方を考えるというのはいいだろう。でもそれだけではジリ貧という私は自論を持っていると。それで、その一助になるかどうか、私はなると思って、前も質問したけども、子育てや教育の素晴らしい実績も上がってきていますよね。上がってきています。これは私ももう大いに評価してるし、認めております。こういうソフトというのかハードというのか、ちょっとわかりませんが、社会資本がもうちゃんとあるんです。これを統合的に発信する。町のPRの見直しをくどくどと私言い続けていますけども、前回の答弁の時に、課長だったか、答弁者忘れましたが、前向きに検討を約束されましたね、されました。町長だったかな、ちょっとその辺失礼しますけども、記憶があいまいで。その検討の行方というか、これからも含めてですけども、今も含めて検討の様子と将来に向けてのことをほんの短めでお願ひします。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 山田議員がですね、例えば、ぴんぴんころりの訓子府町とかですね、あるいはここに来たら子育ては大丈夫だと。こういうアピールの仕方が必要なんではないかと。私も全くそのとおりでと思いますし、総合的なアピールは大変うちの町は弱い。広報関係も含めて。だからこれを例えば今うちでホームページだとか、いろいろなことをやっていますけども、戦略的にそういった部署を設けてですね、もっと積極的に前に打ち出すかどうかというのは、やっぱり次の政権にかかってくるんでないかなと僕は思います。今の現状ではちょっと無理です。ご理解ください。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 町長は否定するどころか、まあまあその必要性はお認めになった。前回もお認めいただいたような気がします。それでぜひ次の町政の政権がわかりませんからあれですけども、どんなことになろうとも、この種は持続しておいていただきたいと思います。

それで三つ目ですけども、図書館に入ります。

私が現職だったころから老朽化、狭小化の図書館でございまして、建て替えは大きな課題でありましたし、用地も取得していたと。きたというかいたと。当時、教育長として町民各界の老若男女の代表にお集まりいただいて、図書館の未来像といいますか計画の素案のようなものを作りました。先進地視察に行ったり、いろいろ回数を重ねてきましたけども、その素案はざっくり言うと複合型といいますか、複合機能型図書館というものでありました。従前、当時から見て従前ですね、従前の閲覧、貸し出し機能に加えてですね、町民の皆さんが気軽に集い、交流するスペースを設けたり、デジタル情報を集積して提供したり等々、結構、当時は斬新だったんでないかなと思いますけど、私の意見はほとんど

入っておりませんで、委員さん方の発案、協議の中で生まれました。これ町長に持っていったらですね、町長覚えているかな、こんなちょっと賑わしいというか、うるさい図書館でないよと、静かに本を読むのが図書館だとバツサリされたことをずっと忘れないんですね、これ不思議なことで、時間をかけた町民の考えをですね、一読して、本当に一読でしたよ、私の記憶では。短時間で簡単に否定されて、私より委員さんの方が残念がっていた苦い記憶があるんですけども、あの当時の町長の静かに本を読むのが図書館だという図書館像はお変わりありませんか。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 記録はございませんけども、ちょっと誤解していませんか。私が求めているのは、ドイツ型の図書館ではなくて、むしろヨーロッパ型の図書館です。それは中小図書館というと、一つの典型は置戸町にあるんでないでしょうか。それを集会機能やささまざまな機能を膨らますということについては、当時、長寿会館の問題とか、いろんなことがありましたから、現時点ではそこまで拡大するというようなことにはならないんじゃないかということであって、あの時点ですでね、確かに今、私、手元にありますから、基本目標1から3までのデジタルやいろいろなことに対応する。これはそれらの状況も含めて広がる知の自遊空間というかですね、こういったことを含めて、これから具体化していかなきゃならないことじゃないかなと思います。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 短い答弁にご配慮いただいております。ありがとうございます。当時の状況と今後の可能性について言及されたんだと。この時点では、これ以上どうこう言う気はないんですけども、やっぱり施設をつくる時はですね、どうしても私の頭にくるのは、機能とコストパフォーマンスなんですよね、だから今、図書館を挙げていますけども、図書館といえども他の機能を持ったって憲法違反じゃないし、憲法違反というのは冗談ですけども、冗談というかジョークですけども、当然今後ですね、この半年の中で町長が図書館のことについて具体的な言及される訳もありませんので、先ほどと同じく、今、町長が答弁されたことも含めて、次に引き継いでいっていただきたいなど。

次に、まちづくり条例に移りたいと思います。

○副議長（西山由美子君） お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

山田議員続けてください。

○10番（山田日出夫君） 町民参加条例、町長は繰り返し町民の思いに寄り添うとか、町民尊重だとか、町民が主役のまちづくりともう繰り返し述べられている。私ちょっと皮肉めいた表現で冒頭に、町長あの革新町長だって言いましたけども、何か否定も肯定もされていませんから、よくわかりませんが、私はそう思ってたんですけども、いずれにしても保革の立場が違っててもですね、どんな町長であっても、町長、菊池さんっていう意味じゃないですよ、町長が失ってはならないのが町民尊重、町民の意見ということだと思

ます。それで、そのためにこの条例を作るということで、町長さん先ほど工藤議員の答弁だったかに言われたと思います。条例何度か読みましたけども、施策をする前に町民に説明をする。これまあ広報なのかな。そして意見をいただくと。広聴だということであります。けども、しないこともあると。それは町長が決めるんだと。多分小さなことだと。小さな施策のことについて適用されていくから、それほど何て言うんですか、へそ曲がりに心配をするものではないんですけども、ただ、あんな中心公約でしたね、行政基本条例を掲げてらしたことが、その一部分に過ぎない。本当に僕は一部分に過ぎないと思うんですよ。行政基本条例、すごいボリュームありますから、その中でこれに、正直言って私は縮小したと思っています正直言って。縮小されたというのも町長らしくないなとちょっと残念な思いもします。でも、これを作る以上ですね、意見聴取と意見を反映していくというこの運用ですか、どのように留意されるか、一つ、二つ、留意点を教えてください。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 立場によってですね、10年間もこの問題やっている訳だから、何でまだちゃんとできないのよと。これは町長のリーダーシップ不足でないかという考え方もあります。それから私はまちづくり推進会議の経緯を見ていますと、かなり委員さんやなんかの意見に依拠してきたという経過があります。このままだったら何にもできないんじゃないかということがありますから、まずは議会基本条例ができた。少なからずまちづくりの主役は町民自身だということを中心に据えながら、町民の参画をどのように具体的にすることというのは、今、事務局で練っているところですので、ここ明らかにしながら町民に諮っていきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） まずは住民参加を優先するんだというふうにお聞きしました。多分間違いないかと思えます。それでぜひそのようにしていただきたいんですけども、ずっと読んでいくとですね、ちょっと欠落しているようなところあるんじゃないかなと思ってました。それはですね、施策をする前の規定はありますけども、途中、それと事後における町民の意見聴取です。聴取というか、言葉は置いといて。いただくということがスポンと私は抜けているんでないかと。そうするとプラン・ドゥ・シー・フィードバックってもう当然皆さんご存じだと思うけど、そのうちのシーとフィードバックが落ちていることになる訳で、ベクトルがこう戻ってこないんですよ前の方に。そうすると次の施策とか今の施策の途中でやっていることの見直しの働きがないと。この点どうですか。短く申し訳ありませんけどもお願いいたします。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議会基本条例を参考にさせていただきます。大変申し訳ないですけど。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） ちょっと違うんでないかな。行政というのは執行機関ですからね、執行するのは、我々執行できないんですよ。ちょっと今の、議会基本条例を参考にするというのは、まあまあ全体的に参考にさせていただくのは大いに結構だと思いますけども、今、私がお指摘申し上げた点も含めて参考にされて、上程までちょっと時間があるかと思えますけどもご検討いただきたい。

もう時間ありませんので、最後にですね、一つ聞いておきたいことがあります。後ろの方は答弁をいただいたものを超えるものは私も用意しておりませんので、答弁を素直に受け取っておきたいと思えます。

私、次の最後の質問をするのを随分迷ってたんですけどね、委員会室等でのご意見等も賜りまして、あえて、お叱り覚悟で聞こうかなと思っております。

町政3期目も残すところですね、もう半年ですね、本日の答弁を通じて私の質問を否定というか意見が合わないものもあるけども、それなりに趣旨は認めるものもあったりして、簡単に言うと課題も多く残しているんだろうと。この状況で多くの町民の皆さんもですね、菊池町政が来春続くのか、新しく変わるのか、非常に気になる。私以上に気になっていると思えます。これはしょうない。本来この手の質問はですね、気心の通じた与党議員が行うのお決まりですけども、是々非々の立場の私がお聞きしてもお叱りを受けないんでないかなとあえてお聞きいたします。菊池さんは来春に向けた立起のご意志はおありでしょうか。

○副議長（西山由美子君） 1分切りました。

町長。

○町長（菊池一春君） 私の回答は道新のインタビューに答えたまんまです。検討中の課題はたくさんあります。で、全力で残された期間を私はやるのみと今の段階では言いようがないと。ご理解いただきたいと思えます。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 以上で質問を終わります。答弁等短くご配慮いただいたことに感謝します。ありがとうございました。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○副議長（西山由美子君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、皆さまご参集よろしく願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時 2分